

第3次 せんなん男女平等参画プラン

2012(平成24)年度～2021(平成33)年度



泉南市

はじめに



わが国において、少子高齢化・高度情報化の進展、社会経済の成熟化・グローバル化等の社会経済情勢の急速な変化に対応しつつ、真に豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女平等参画社会の実現が緊要な課題となっています。

泉南市では、1999（平成 11）年 6 月に制定された「男女共同参画社会基本法」の趣旨、理念等を踏まえつつ、2002（平成 14）年 3 月、「せんなん男女平等参画プラン」を策定し、女性も男性も性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され、個性と能力を発揮できる社会づくりに向けた施策を推進してまいりました。また、2008 年には、さらなる実効性を求めてこのプランを改訂し、全庁を挙げて男女平等参画施策の推進に取り組んできました。また、本市における取り組みの核となる理念として、2011 年 12 月に「泉南市男女平等参画推進条例」を制定しました。

そして、当条例のもと、本市における新しい男女平等参画を推進するため、このたび「第 3 次せんなん男女平等参画プラン」を策定しました。このプランは、泉南らしい「男女平等の社会の実現」を目的とし、泉南市男女平等参画推進条例に示された 8 つの基本理念を元に、「男女平等参画で進める活力ある社会づくり」など 5 つの基本目標を掲げ、社会情勢の変化に伴う新たな課題に対応するなど、本市における男女平等参画のより一層の推進を図る内容となっています。

今後は、当プランに基づき、だれもが喜びや責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女平等参画社会の実現に向け、行政と市民、教育関係者、事業者のみなさまが連携・協働して施策を進めることが重要であると考えておりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本プランの策定にあたり、熱心なご審議をいただき、ご意見をいただきました泉南市男女共同参画推進懇話会の委員のみなさまをはじめ、市民のみなさまから、多くのご意見ご提案をいただきましたことに、心から感謝とお礼を申し上げます。

2012（平成 24）年 3 月

泉南市長 向井 通彦

目次

第 1 章	プランの策定にあたって	1
	① プラン策定の経緯	2
	② プランの位置づけ	2
	③ プランの期間	3
	④ プラン策定の背景	4
第 2 章	プランの基本的な考え方	7
	① プランの目的と基本理念	8
	② プランの構成	8
	③ プランの体系	9
第 3 章	プランの内容	11
	基本目標Ⅰ 男女平等参画で進める活力ある社会づくり	12
	基本目標Ⅱ 仕事と生活のバランスづくり	18
	基本目標Ⅲ 誰もが自分らしく生きられる暮らしづくり	26
	基本目標Ⅳ 男女平等参画の意識づくり	31
	基本目標Ⅴ あらゆる暴力の根絶を基本とした安心づくり	35
第 4 章	プランの推進	41
	① あらゆる施策に男女平等参画の視点を反映させる庁内推進体制の充実	43
	② 拠点施設の整備	43
	③ 国・府との連携	43
	④ 計画の進行管理	43
資 料		45
	第3次せんなん男女平等参画プラン策定の経過	47
	泉南市男女共同参画推進懇話会委員名簿	47
	世界・国・大阪府・泉南市のこれまでの動き	48
	用語解説（50音順）	52
	女性差別撤廃条約	54
	男女共同参画社会基本法	59
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	63
	泉南市男女平等参画推進条例	70
	相談窓口一覧	73

第 1 章

プランの策定にあたって



1 プラン策定の経緯

わが国においては、1999（平成11）年6月に「男女共同参画社会基本法」が施行され、「男女共同参画社会の実現は21世紀のわが国を活力ある社会にするための最重要課題」と位置づけられ、全省横断的に男女共同参画の取組が進められています。2010（平成22）年には実効性のあるアクション・プランとして「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

本市では、2002（平成14）年に「せんなん男女平等参画プラン」を策定し、2008（平成20）年には男女共同参画をめぐる社会状況の変化に対応するために改訂を行い、男女平等参画をめざしてさまざまな取組を実施しています。

現行の「改訂 せんなん男女平等参画プラン」は、2011（平成23）年度で計画期間が満了になることから、2010（平成22）年には「泉南市女性の就労実態調査」を行い、また、「泉南市男女共同参画推進懇話会」のもとで討議を重ねた上で、「第3次せんなん男女平等参画プラン」を策定します。

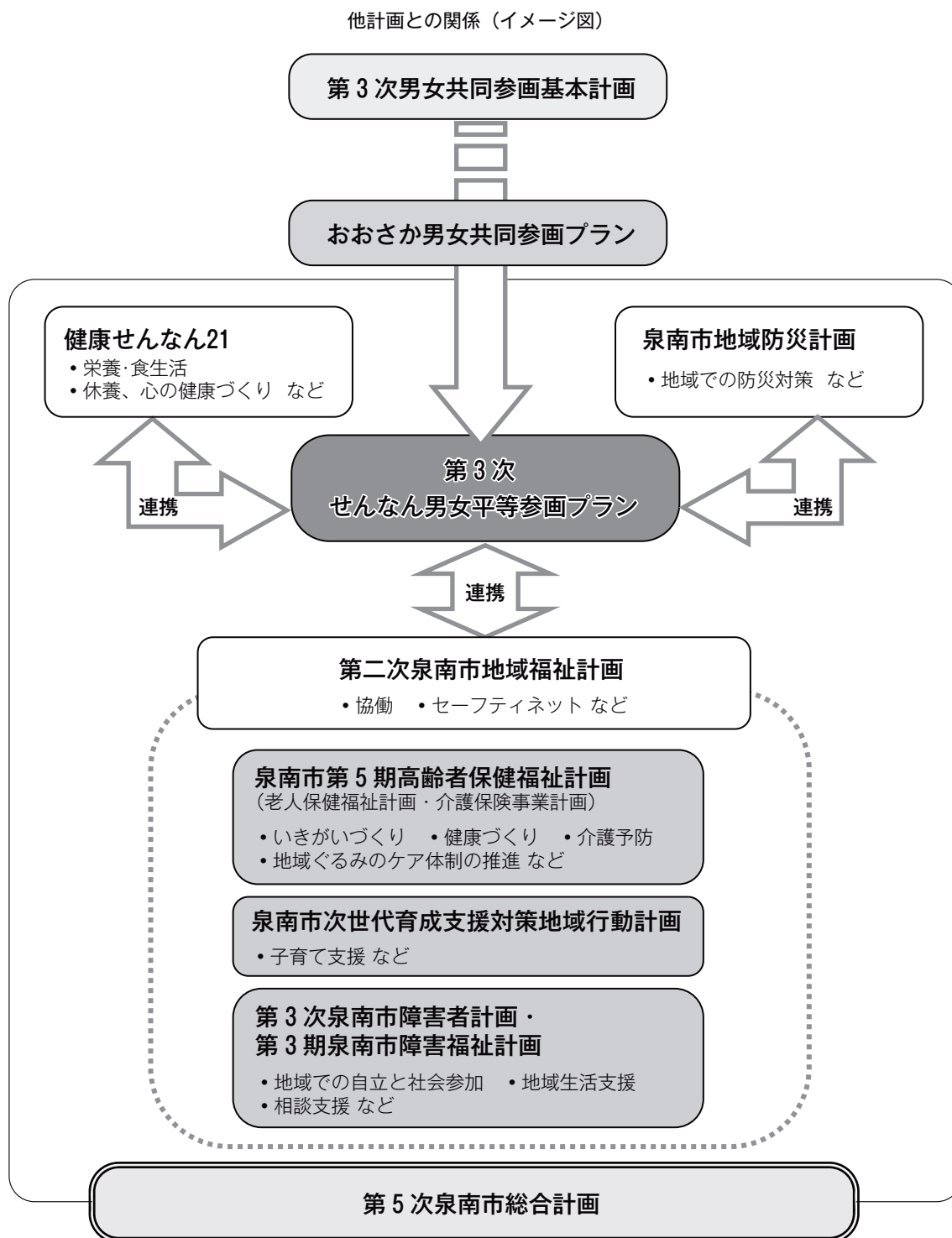
2 プランの位置づけ

- 1 このプランは、泉南市総合計画の部門別計画で、「次世代育成支援対策地域行動計画」などの各分野にわたる計画との整合性を図り策定しています。
- 2 このプランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画で、国の「第3次男女共同参画基本計画」及び「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」を踏まえ、地域性に即した内容を盛り込んだプランです。
- 3 このプランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」とするものです。

●男女共同参画社会基本法

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」をつくっていくために、総合的、計画的に取り組む基本となる法律で、1999（平成11）年6月に制定、施行された。この法律は、①「男女の人権の尊重」、②「社会における制度又は慣行についての配慮」、③「政策等の立案及び決定への共同参画」、④「家庭生活における活動と他の活動の両立」、⑤「国際的協調」の5つの基本理念を掲げ、国、地方公共団体、国民の責務を明らかにし、行政の施策の方向を定めている。

この法律に基づいて、2000（平成12）年12月には、男女共同参画社会を形成するための具体的な道筋を示した「男女共同参画基本計画」が策定された。ここでは、「男女共同参画社会」とは、「男女が対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されている。



③ プランの期間

本プランの期間は、2012（平成24）年度から2021（平成33）年度までの10年間とします。ただし、国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、5年をめぐりに計画の見直しを行うものとしします。

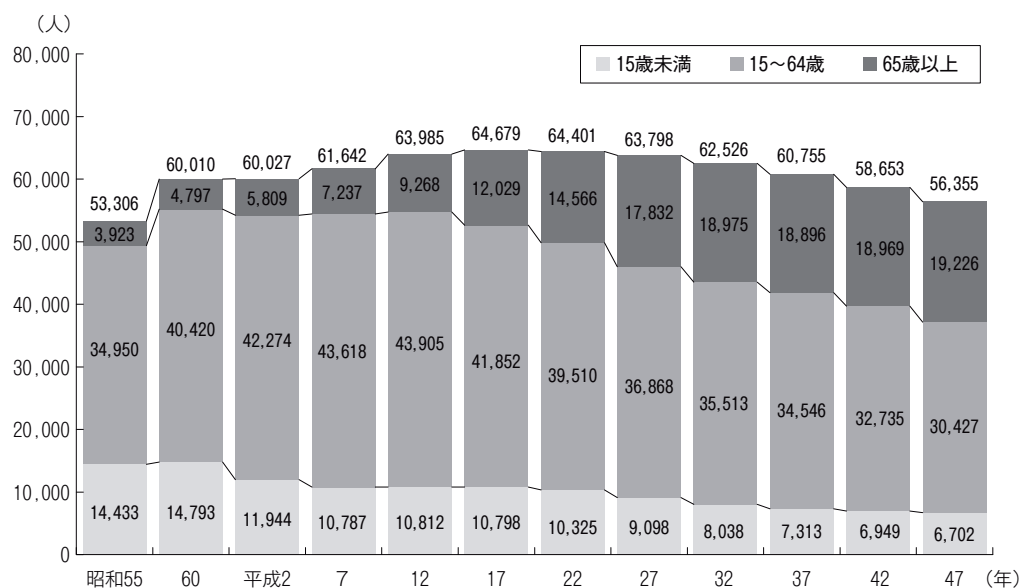
4 プラン策定の背景

1) 人口減少社会と少子・高齢化の進行

泉南市では、2005（平成17）年にピークを迎えた人口はその後減少に転じます。また、少子・高齢化の進行によって、生産年齢人口（15～64歳）は減少し、高齢者人口（65歳以上）の急速な増加が予想されています。高齢者においては、女性が約70%を占めています。

少子・高齢化は、家族形態にも変化を及ぼし、単独世帯、夫婦のみ世帯が増加しています。

図1 年齢3区分別人口の推移（推計含む）（泉南市）



※平成22年までは実績値、平成27年以降は推計値
資料：総務省「国勢調査」（昭和55～平成22年） 国立社会保障・人口問題研究所（平成20年12月推計）（平成27～47年）

図2 性別にみた65歳以上の単独世帯数の推移（泉南市）

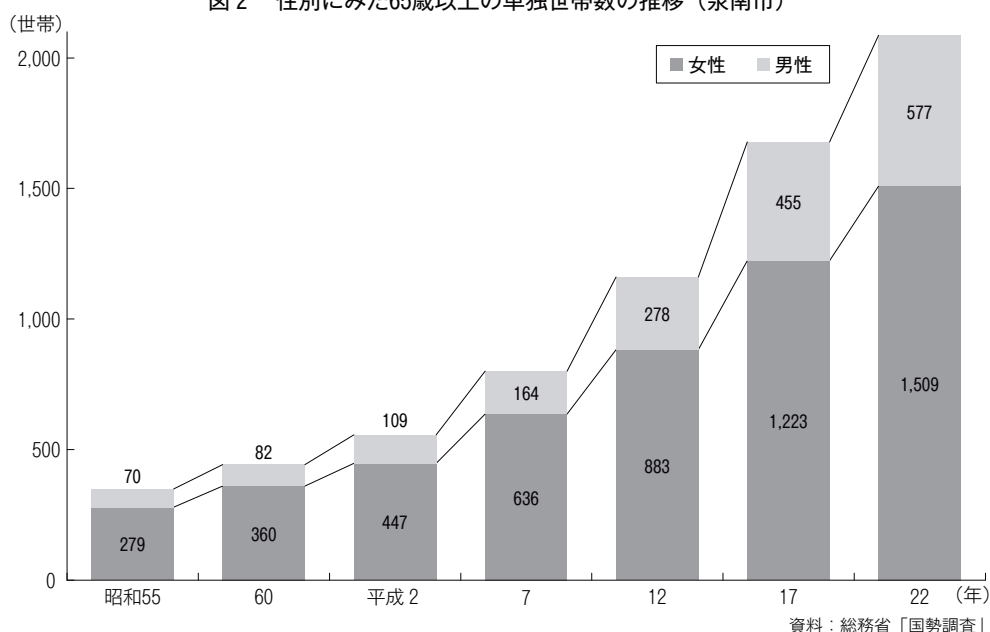
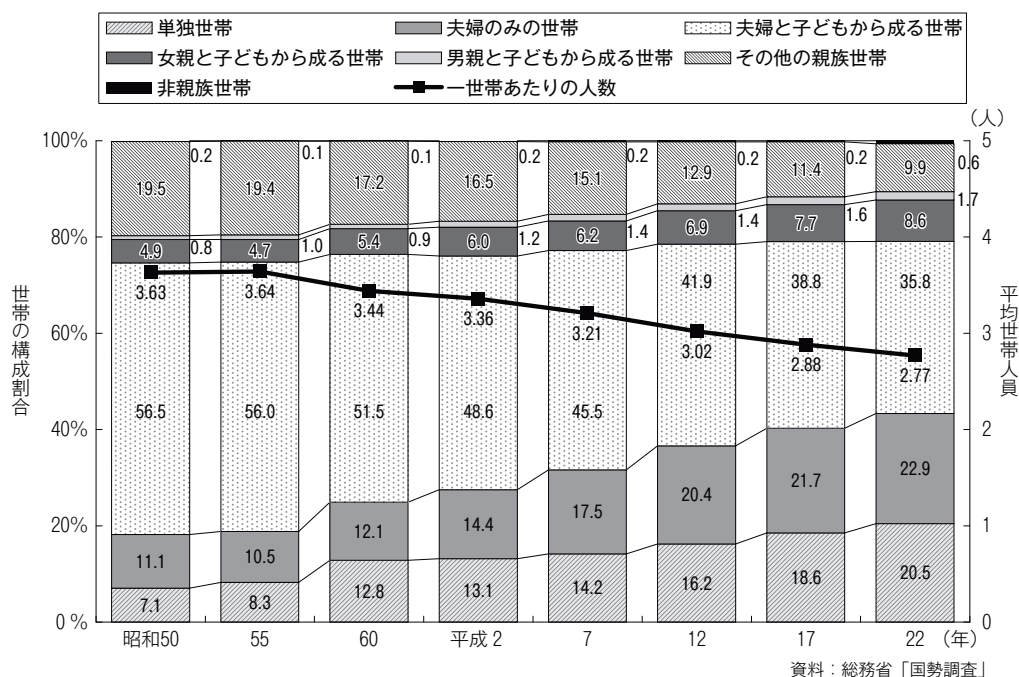


図3 世帯類型別割合と一世帯あたりの人数の推移（泉南市）



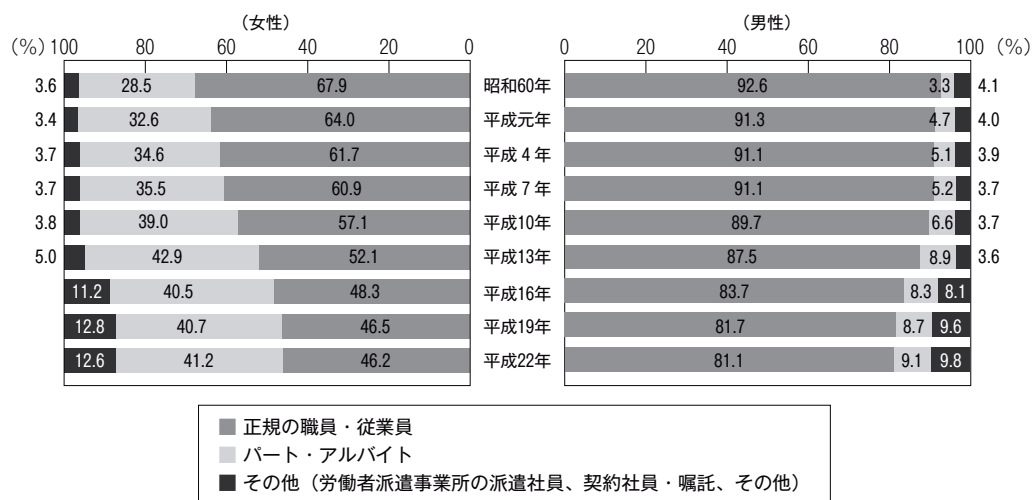
2) 経済情勢・雇用情勢の変化

2008（平成20）年秋の世界規模の金融危機以降、日本経済は低迷を続け、未だ回復の兆しが見えていません。それに伴い女性ばかりでなく男性の非正規雇用者の増加が社会問題化しています。

特に女性の場合は、1985（昭和60）年には67.9%であった「正規の職員・従業員」の割合が、2010（平成22）年には46.2%に減り、非正規雇用者の割合が半数を超えています。

非正規雇用は雇用不安の問題であると同時に、高齢期の経済力に影響を与えます。

図4 雇用形態別にみた役員を除く雇用者の構成割合の推移（全国）



※昭和60年から平成13年は、総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月）より、14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）より作成。

資料：内閣府「平成23年版男女共同参画白書」

3) 変わる意識

「男は仕事、女は家庭」といった性別によって役割を固定する考え方に同感しない割合は、大阪府の調査では女性、国の調査では男女ともに半数を超えています。

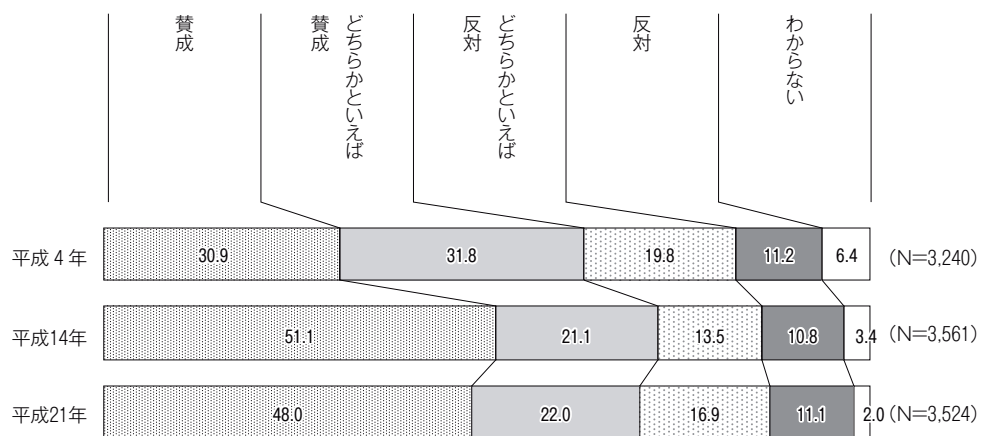
また、結婚については、個人の自由とする割合が17年前に比べて増加しており、意識の上での変化がみられます。

表1 大阪府調査／世論調査との比較 性別役割分担意識について

	女 性					男 性				
	全体 (N)	賛成 (%)	どちらかといえば賛成 (%)	反対 (%)	どちらかといえば反対 (%)	全体 (N)	賛成 (%)	どちらかといえば賛成 (%)	反対 (%)	どちらかといえば反対 (%)
男女共同参画に関する府民意識調査 (大阪府 平成21年)	382	4.2	42.7	32.5	20.4	298	7.0	49.7	27.9	14.4
男女共同参画社会に関する世論調査 (内閣府 平成21年)	1,730	9.5	27.8	26.6	32.0	1,510	11.9	34.0	20.7	30.4

※「わからない」は省略

図5 「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」という考え方の推移



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」

第 2 章

プランの基本的な考え方



① プランの目的と基本理念

めざす姿は、**泉南らしい「男女平等の社会の実現」**

このプランは、市民、事業者、教育関係者などとの協働のもとで、男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女平等の社会の実現を目的に策定するものです。

そのために、2011（平成23）年12月に制定した「泉南市男女平等参画推進条例」にそって、8つの基本理念を掲げ、市、市民、教育関係者、事業者がともに男女平等のまちづくりに取り組みます。

基本理念

- 1) あらゆる差別を受けることなく男女の人権が尊重されること
- 2) 性同一性障害を有する人などの人権についても尊重されること
- 3) 性別による固定的な役割分担の解消
- 4) さまざまな方針の立案及び決定に男女が平等に参画する機会が確保されること
- 5) 家事、育児、介護等の家庭生活と仕事などの活動の両立を図ること
- 6) 国際的動向に留意し、協調すること
- 7) 生涯にわたる性と生殖に関する事項については自らが決定する権利が尊重されること
- 8) 女性に対する暴力の根絶

② プランの構成

第3次せんなん男女平等参画プランは、「プランの策定にあたって」（第1章）、「プランの基本的な考え方」（第2章）、「プランの内容」（第3章）、「プランの推進」（第4章）で構成しています。

第3章の「プランの内容」では、男女平等を推進する5つの基本目標を掲げて、その目標を達成するための「主要施策」、それに基づく「施策の内容」について記述しています。さらに、本プランを実効性のあるものとするために、基本目標ごとに「数値目標」を設定しています。

第4章では、これらの取組を総合的かつ計画的に推進するための体制の整備・強化について記述しています。

●性同一性障害

身体の性別（Sex）と心の性（Gender）との間に食い違いが生じ、それに対して“障害”を感じている状態のこと。2003（平成15）年に制定された「性同一性障害者の性別取り扱い特例法」により、性別適合手術を受けた者については、条件つきで戸籍の性別を変えることができるようになった。

③ プランの体系

基本目標Ⅰ 男女平等参画で進める活力ある社会づくり

主要施策	施策の方向
1. 政策・方針決定過程への女性の参画促進	①行政委員・審議会委員などへの男女平等参画の促進
	②事業者や地域の各種団体などにおける方針決定過程への女性の参画拡大
	③市政や教育に関わる政策・方針決定過程への女性の参画拡大
2. 女性に魅力あるまちづくり	①女性のエンパワメント支援
	②女性のネットワーク支援
3. 男女が協働で行う地域活動の促進	①地域活動における男女平等参画推進の基盤づくり
	②地域活動が行われている場を活用した男女平等の推進
	③防災・災害復興対策における男女平等参画の推進

基本目標Ⅱ 仕事と生活のバランスづくり

主要施策	施策の方向
4. 就労の場における男女平等の促進	①就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進
	②多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援
	③農業や自営業に従事する女性への支援
5. ワーク・ライフ・バランスの実現のための支援	①仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成
	②企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進、評価
	③多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充
6. 男性にとっての男女平等参画の推進	①男性の子育て・介護・看護・家事及び地域活動への参画の促進

基本目標Ⅲ 誰もが自分らしく生きられる暮らしづくり

主要施策	施策の方向
7. さまざまな困難を抱える人々の生活の安定と自立への支援	①高齢者・障害者の生活の充実
	②ひとり親家庭への支援
	③在住外国人女性とその子どもの生活の充実
	④生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組
8. 相談機能の充実	①相談窓口の充実とネットワーク
	②相談にあたる相談員に対する研修の充実
9. ライフステージに対応した健康づくりの支援	①生涯をととしての健康づくりの支援
	②性と生殖に関する取組の充実

基本目標Ⅳ 男女平等参画の意識づくり

主要施策	施策の方向
10. 男女平等参画の理解の推進	①男女平等参画の広報・啓発の推進
	②事業所等に向けての広報・啓発の推進
	③男女平等を推進する文化創造・表現活動の推進
11. 男女平等参画を推進するための教育の充実	①男女平等を推進する学校教育の充実
	②幼稚園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進
	③男女平等を推進する社会教育、学習の充実
12. 多様な選択を可能にする社会教育の推進	①女性の人材育成
	②生涯学習に関する情報の提供
	③社会教育に携わる人々への学習機会の提供

基本目標Ⅴ あらゆる暴力の根絶を基本とした安心づくり

主要施策	施策の方向
13. あらゆる暴力の根絶	①男女平等の推進を阻害する要因によるあらゆる暴力根絶の啓発推進
	②暴力被害者へのワンストップ支援
	③児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援
14. DV防止計画の推進	①DV被害の防止
	②被害者に対する初期段階の支援の充実
	③生活基盤を整えるための支援
	④若年層へのDV防止教育及び相談
15. メディアにおける人権の尊重	①男女の人権を尊重した表現の推進
	②情報教育の推進

第 3 章

プランの内容



基本目標Ⅰ

男女平等参画で進める活力ある社会づくり

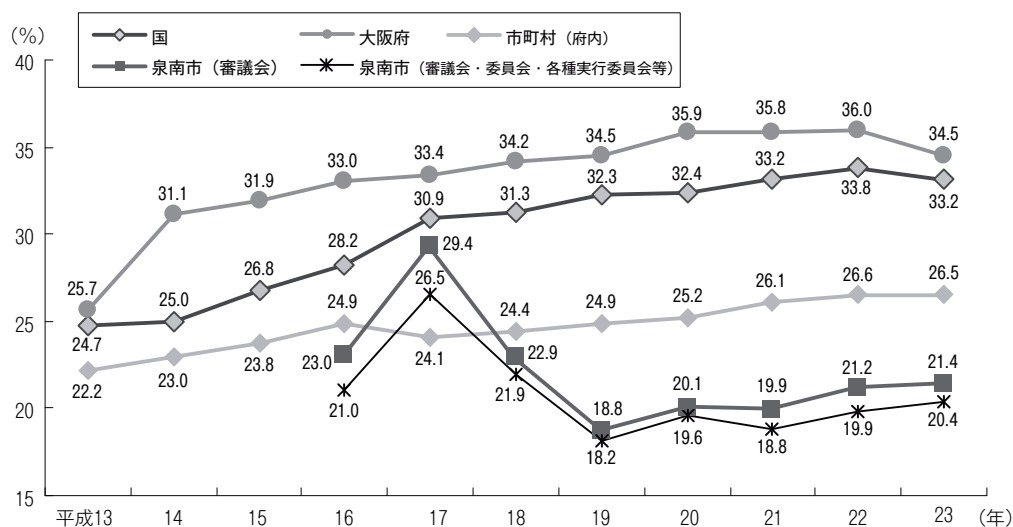
世界経済フォーラムが毎年発表している「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」では、わが国の順位は、測定可能な134か国中94位（2010（平成22）年）と極めて低い状況です。これは、わが国において、女性が政治や経済活動などの意思決定に参画する機会が不十分であることを示しています。

こうした状況を踏まえ、国においては、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は、わが国の社会にとって喫緊の課題であると捉え、「社会のあらゆる分野において、2020（平成32）年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標を設定し、そのための方策として、さまざまな実効性のある積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）の推進を掲げています。

泉南市においても、審議会等の委員における女性の割合は2011（平成23）年4月で20.4%と、「せんなん男女平等参画プラン」の目標数値である30%には達していません。これは、学術分野、専門職、地域の長などに女性がいなかったことや女性の参画しにくい審議会等の設置要綱のあり方が女性の参画を遅らせている要因となっています。

人口減少や少子高齢化の進行のなか、経済、福祉、まちづくりなどさまざまな分野でこれまでの固定的な性別役割分担意識を基本にしたしくみを見直し、男女があらゆる分野に参加・参画する新たなしくみづくりが必要という観点に立って、性別にとらわれず、多様な人材が政策・方針決定過程の場に参画できるよう、積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）を推進していくことが重要です。

図Ⅰ-1 審議会等付属機関の委員における女性委員の比率の推移（国、大阪府、市町村、泉南市）

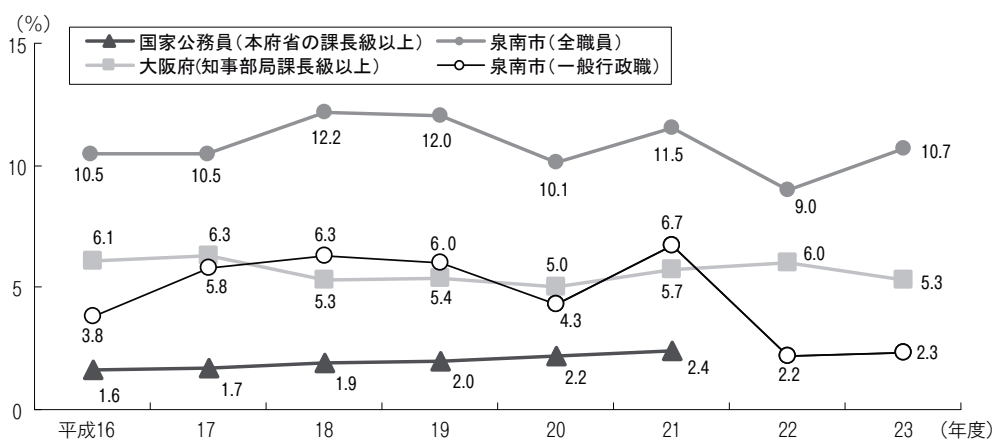


資料：内閣府男女共同参画局（9月末現在）、大阪府男女参画・府民協働課（府は4月1日現在、市町村は平成13年は6月1日現在、平成14年からは4月1日現在）、泉南市人権推進課調べ（4月1日現在）

●ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

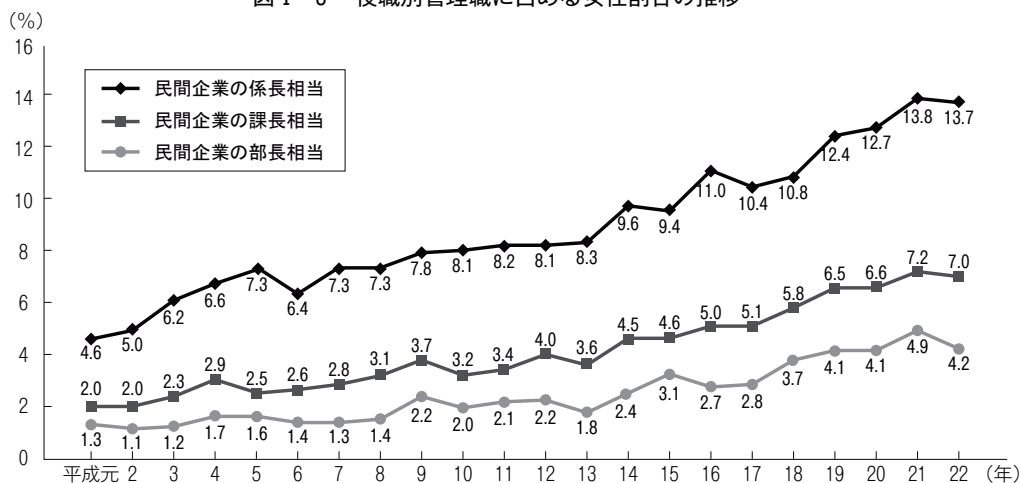
継続的に不平等な待遇を受けてきた人々を優先的に取り扱うよう義務づけることによって、「機会の平等」より一歩進んだ「実質的平等」を獲得することをねらいとした措置をいう。労働や政治の分野での取り組みが強く求められており、不平等な立場におかれている人に対して優先枠を設ける「クォータ制」の採用や、目標や達成年次を定めることなど具体的な実行計画の設定がこれに含まれる。わが国では、改正男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法でこれについて触れている。また、男女共同参画基本計画でも「制度上の男女均等が確保されるだけでなく、事実上生じている男女労働者間の格差を解消するための企業のポジティブ・アクションが不可欠である」という認識が示されている。

図 I - 2 公務員管理監督職における女性職員の比率の推移（国、大阪府、泉南市）



資料：内閣府男女共同参画局（平成19年度は総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果について」より）、大阪府人事課、泉南市人事課調べ

図 I - 3 役職別管理職に占める女性割合の推移



※厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
資料：内閣府「平成23年版男女共同参画白書」

計画推進の指標

指 標 名	現状値	目標値（H28）
男女ともに住みやすい・住み続けたいまち だと思う市民の割合	住みやすい 60.8% 住み続けたい 61.9% (H22年 第5次泉南市総合計画策定に かかる市民意識調査)	65%以上
「社会通念・慣習」で「男女が平等になっ ている」と感じている人の割合	22.2% (H22年 第5次泉南市総合計画策定に かかる市民意識調査)	40%以上
市における審議会等の女性委員の割合	20.4%（H23.4.1）	40%以上60%以下（※1）
市における女性の管理職の割合（※2）	2.3%（H23.4.1）	12%以上
せんなん男女共同参画ルーム（ステップ） の登録グループ数	10グループ（H23）	13グループ
せんなん男女共同参画ルーム（ステップ） 「女性のための電話相談」相談件数	24件（見込み）（H23）	70件

※1 男女いずれか一方の委員が4割未満とならない状態をめざします。

※2 一般行政職を対象

主要施策 1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

将来にわたり、すべての市民が安心して心豊かに暮らすことのできる社会を築くためには、多様な人材による多様な発想を取り入れていくことが重要です。

市政や企業、地域における政策・方針決定過程に女性が積極的に参画できるよう、女性自身の意欲向上を図るとともに、女性人材の発掘を推進します。

また、審議会等委員の女性登用をさらに進めるための要綱の改定、公募の活用等、さまざまな積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）を実施するなど、女性が委員に選任されやすい条件整備を行います。

2010（平成22）年の労働力人口に占める女性の割合は42.0%で、もはや日本経済は男性だけの力では立ち行かない状況にあります。しかし、政策決定過程への参画状況をみると、民間企業における管理職に占める女性割合は、係長で10%を超えるものの課長、部長はそれぞれ7.0%、4.2%と極めて低い水準にとどまっています。

市内の事業所などにおいて女性の正社員の採用や管理職への登用を促進するための施策を進めます。

また、自治会をはじめとする地域団体等では、その活動の多くを女性が担っているにもかかわらず、会長等の役職は男性で占められていることが多く、男女の役割が偏っています。

地域団体や市民活動団体に対して、政策方針決定過程に女性が平等に参画することの意義について働きかけます。

市役所においては、「泉南市人材育成基本方針」にそって、女性も男性も能力と個性を発揮しながら、同様の職務を担えるよう切磋琢磨し合い、地域にあった行政運営を効果的かつ効率的に実施できる人材を育成していきます。

施策の方向	主な事業	事業内容	担当課
① 行政委員・審議会委員などへの男女平等参画の促進	「泉南市審議会等への女性委員の登用推進要綱」の策定	「泉南市審議会等への女性委員の登用推進要綱」を策定し、審議会等における女性の参画率40%を達成するよう努めます	人権推進課
	委員公募制の活用の促進	市政への市民の参画を可能にするため、市民委員の公募を推進します	人権推進課 全部局
	女性リーダーリストの作成	地域活動や市民活動、企業など、さまざまな分野で男女平等の視点をもって活躍しているリーダーのリストを作成するとともに、女性リーダーがつながるためのネットワーク支援やリストの活用を推進します	人権推進課
② 事業者や地域の各種団体などにおける方針決定過程への女性の参画拡大	事業所に対して女性の積極的登用についての啓発	事業所に対して女性の積極的登用についての啓発を充実します	産業振興課 人権推進課
	各種団体に対して女性の役職者登用の啓発	地域団体や市民活動団体などに対して積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）についての啓発や情報提供をするとともに、女性が方針決定過程へ参画することの意義についての啓発、研修を充実します	人権推進課 政策推進課 産業振興課 生涯学習課 全部局

施策の方向		主な事業	事業内容	担当課
③	市政や教育に関わる政策・方針決定過程への女性の参画拡大	女性職員の職域拡大	女性職員・教職員の管理職への職域拡大を推進します	人事課 学務課
		管理職・監督職への女性の登用拡大	女性職員・教職員の管理職への登用拡大を推進します	人事課 学務課
		女性の職務能力の向上のための研修の充実	女性の職員・教職員の能力向上のための研修を充実します	人事課
		女性職員のネットワーク支援	女性職員のロールモデルの提示やメンター制度の導入等を検討します	人事課
		防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	「泉南市地域防災計画」及び同計画に基づくマニュアルに女性や高齢者、外国人などの視点を反映させるよう働きかけます	政策推進課

●ロールモデル (Roll Model)

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考にする役割モデルのこと。「女性のチャレンジ支援策について」（2003（平成15）年4月男女共同参画会議意見）では、一人ひとりが具体的に自分にあったチャレンジをイメージし選択できるよう、身近なモデル事例を提示する重要性が指摘されている。

主要施策2 女性に魅力あるまちづくり

「女性に魅力あるまち」とは、だれにとっても住みやすいまちです。

泉南市では、せんなん男女共同参画ルーム「ステップ」において、学習機会を提供するとともに、協働での講座等の開催を通して女性自身が参画するための力をつけていく支援を図ってきました。その結果、自主グループが多数誕生し、2010（平成22）年度の登録グループは10グループであり、年々増加しています。また、登録グループ同士の相互理解と連携を図るため「ステップネット」を組織し、交流、情報交換を図っているところです。

こうした女性たちが、連携しながら、今後さらに地域参画力を磨き、政策の立案や決定、地域の課題解決に主体的に関わることで、性別にかかわらずすべての人が住みやすい社会を構築できるよう、女性のエンパワメント支援を総合的に進めます。

施策の方向	主な事業	事業内容	担当課
① 女性のエンパワメント支援	女性グループの育成支援	グループ、団体等の求めに応じて、女性の力が活かされるよう助言を行い、活動を支援します。 ステップの事業などを協働で行うことにより、女性の企画力向上を図ります。また、女性のチャレンジを支援するための多方面にわたる情報の収集と提供をします	人権推進課
	女性リーダー育成のための支援	さまざまな分野で男女平等の視点をもった女性リーダーが活躍できるよう、女性リーダーを育成するとともに、女性リーダーがつながるためのネットワーク支援を推進します	人権推進課 政策推進課 産業振興課 生涯学習課 文化振興課 青少年センター 人権ふれあいセンター
	女性の能力発揮促進のための支援	女性の新しい発想や多様な能力の活用の観点から、女性のさまざまなチャレンジを推進します	人権推進課 政策推進課
	情報教育の推進及びIT活用能力向上の機会の提供	女性が社会の中で多様な選択ができ、さまざまな分野に参画できるよう、パソコンスキルの習得のための講習を実施します	人権推進課 文化振興課 生涯学習課 青少年センター
② 女性のネットワーク支援	農業・漁業に従事する女性グループのネットワーク支援	グリーン・ツーリズム、消費者との交流など、教育、観光などの場として活用する、都市農村交流や、「6次産業化」を推進する女性の起業活動等の支援をします	産業振興課
	利用しやすい男女平等参画推進拠点づくり	せんなん男女共同参画ルーム「ステップ」を「ステップネット」を中心とした市民が主体的に運営し、交流、情報収集・交換、企画などができるように支援します	人権推進課

●エンパワメント (Empowerment)

力をつけること。女性が政治・経済・社会・家庭などの社会のあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる能力を身に付けることが、男女共同参画社会の実現に重要であるという考え方。

主要施策3 男女が協働で行う地域活動の促進

「地域」は、人々にとって身近な暮らしの場であり、そこでの男女平等参画の推進は、男女平等参画社会の実現にとって重要です。本市においては、「市民参加推進指針」に基づき、多様な市民、市民活動団体との協働を進めているところですが、男女平等参画という視点での取組は十分に行われてきたとはいえません。

地域で活動する団体等に男女双方の視点や意見が反映されるよう、女性の政策・方針決定過程への参画の意義を浸透させます。

また、「第5次泉南市総合計画策定にかかる市民意識調査結果報告書」（2010（平成22）年）によると、一般市民においては、「協働」には「参加したいが、時間的に余裕がない」「参加したいがどうすればよいかわからない」の割合が高く、協働に参加する意向はあるものの活動に参加する時間が生み出せない、情報が不足しているなどの課題が見つかっています。

多様な市民が地域活動や市民活動に主体的に参加・参画できるよう、きめ細かな情報提供をして、「地域力」を高める支援をします。

2011（平成23）年3月11日、わが国は東日本大震災という未曾有の災害に見舞われました。2011（平成23）年4月時点での「男女別・年齢階層別死者数（岩手県・宮城県・福島県）」をみると、男性5,971名に対して女性は7,036名で、女性、特に高齢の女性が圧倒的に多くなっています。これは、阪神・淡路大震災の時も同様の傾向でした。

また、復興再建時においては、女性のニーズの反映や雇用対策、安全の確保、相談窓口の設置など、男女双方の視点に配慮した対応が求められています。

災害時、復興再建時における女性をめぐる問題を解決するため、男女平等参画の視点を取り入れた防災体制を確立します。

施策の方向		主な事業	事業内容	担当課
①	地域活動における男女平等参画推進の基盤づくり	自治会の男女平等参画の促進	男女平等参画の視点を踏まえた地域ネットワークの構築を図り、地域コミュニティの再生を図ります	政策推進課 人権推進課
		自治会活動を通しての地域への男女平等参画の浸透	自治会役員を男女平等推進員として男女平等参画の気運を醸成します	人権推進課 政策推進課
②	地域活動が行われている場を活用した男女平等参画の推進	男女平等参画による地域の文化活動の促進	文化の伝承など地域の文化活動に、男女ともに多様な年齢層の参加促進を図ります	生涯学習課 文化振興課 人権ふれあいセンター
		ボランティア活動への男女平等参画の促進	まちづくりや子どもや高齢者の見守り活動などの地域の課題解決のための地域活動に多様な年齢層の男女がともに参画することを促進します	人権推進課 産業振興課 高齢障害介護課
③	防災・災害復興対策における男女平等参画の推進	防災・災害復興の取組への男女平等参画	「泉南市地域防災計画」及び同計画に基づくマニュアルに女性や高齢者、外国人などの視点を反映させるよう働きかけます	政策推進課

基本目標Ⅱ

仕事と生活のバランスづくり

就労は、基本的人権であると同時に、生活の経済的基盤です。

また、働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できることは、社会を支え、持続可能な経済発展のための活力の源という点からも、極めて重要な意義をもちます。

しかし、近年のわが国では、経済の低迷から脱却できず、非正規雇用や派遣切りなど、就労における状況が不安定になっています。特に、女性の場合は、雇用者の50%以上がパートタイム労働などの非正規雇用者です。

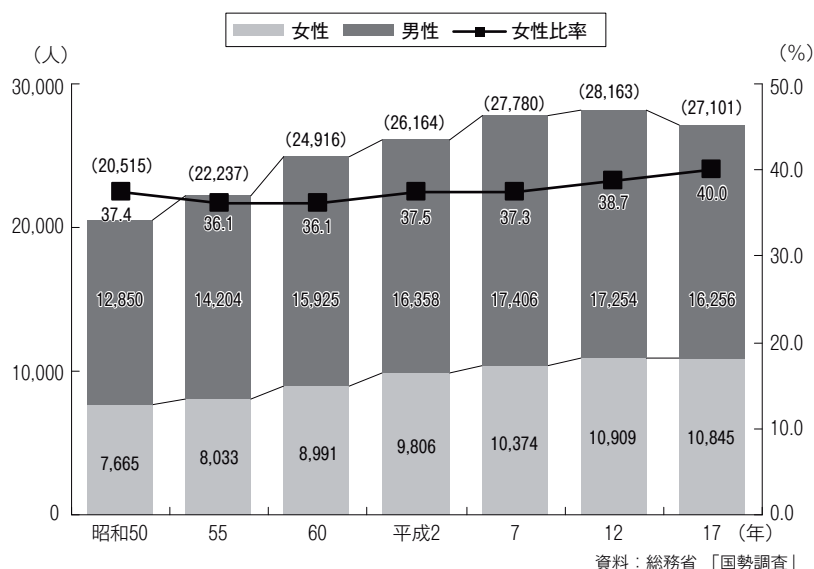
男女間の給与をみると、正規雇用者の場合は年々男女の格差が縮まっているとはいえ、2010（平成22）年においては、男性を100とした場合、女性は69.3であり、短時間労働者の場合は、男性54.7、女性49.5と男性の正規雇用者との差が大きくなっています。

非正規雇用は、多様な働き方の一つとして女性の能力発揮を促進するという積極的な面もある一方で、賃金や就労条件などで正規職員との格差の一因ともなるだけでなく、生涯にわたる生活の不安定を生む要因となります。

どのような働き方を選択しても均等な待遇が保障されるよう、雇用環境の整備を図る必要があります。

他方、全国的にみると、1997（平成9）年以降は、雇用者の共働き世帯は、主婦専業の世帯を超え、過半数を占めていますが、共働き家庭においても、家事・子育てや介護、地域活動の大半を女性が担っている状況です。

図Ⅱ-1 就業者に占める女性割合の推移（泉南市）



●ワーク・ライフ・バランス (Work Life Balance)

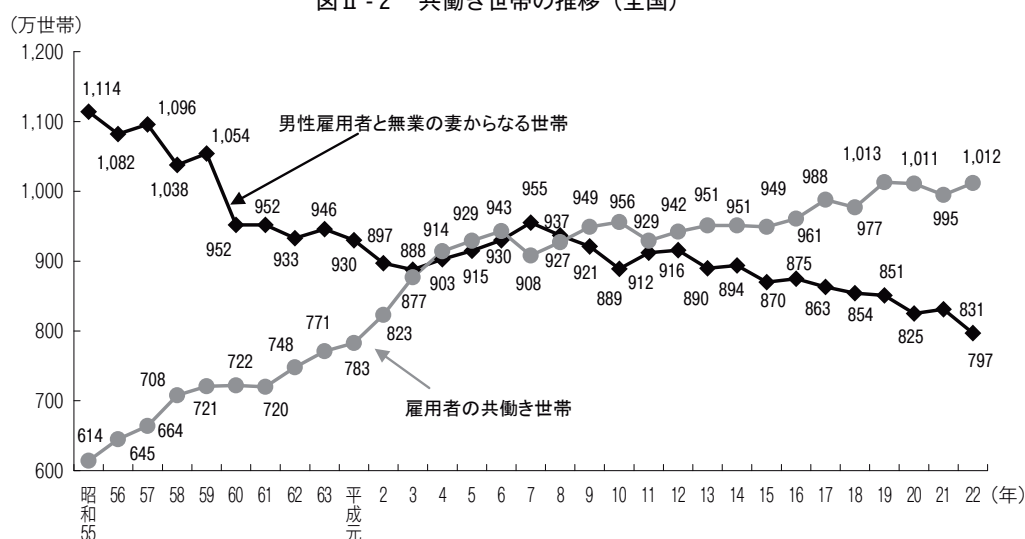
「仕事と生活の調和」と訳され、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、さまざまな活動について自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいう。

女性の就労の特徴として、結婚や出産や育児によって就労をいったん中断し、再び働くという再就労型が多いことがありますが、これもまた、家事や育児などは女性の役割であるといった固定的な性別役割分担意識が影響を与えています。

一方、男性においてもまた、これまでの性別による固定的な役割分担意識が自身の希望とは違う生き方を選択せざるを得ない状況を生んでいます。

仕事と子育てや介護を両立するための社会的サービスを充実するとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方を浸透させ、働く男女があらゆる分野に参加・参画できる環境整備が重要です。

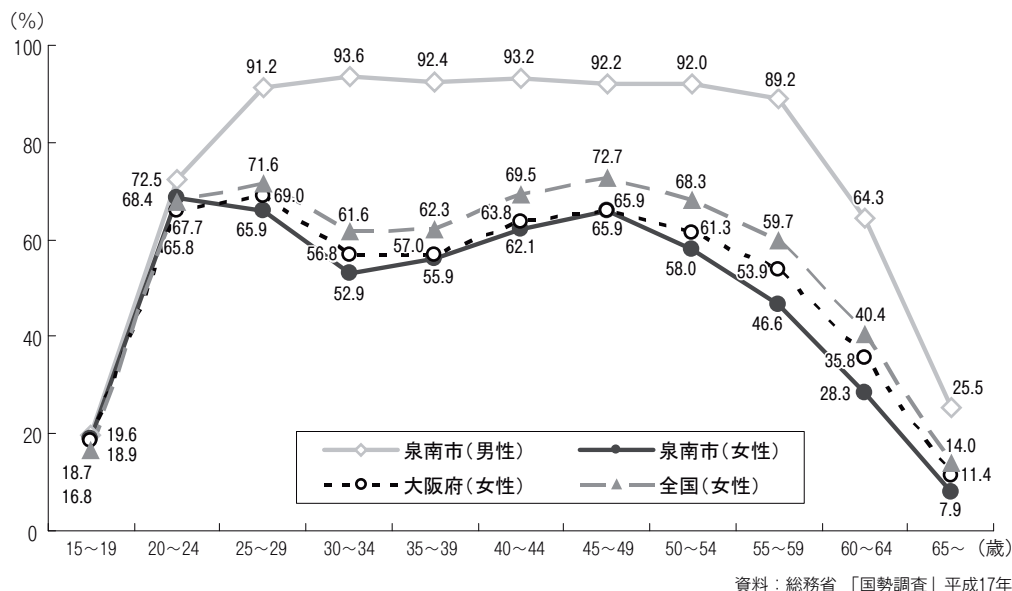
図Ⅱ-2 共働き世帯の推移（全国）



※ 1. 昭和55年から平成13年は総務省「労働力調査特別調査（各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月）、14年以降は「労働力調査（詳細集計）」（年平均）より作成。
 ※ 2. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。
 ※ 3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。

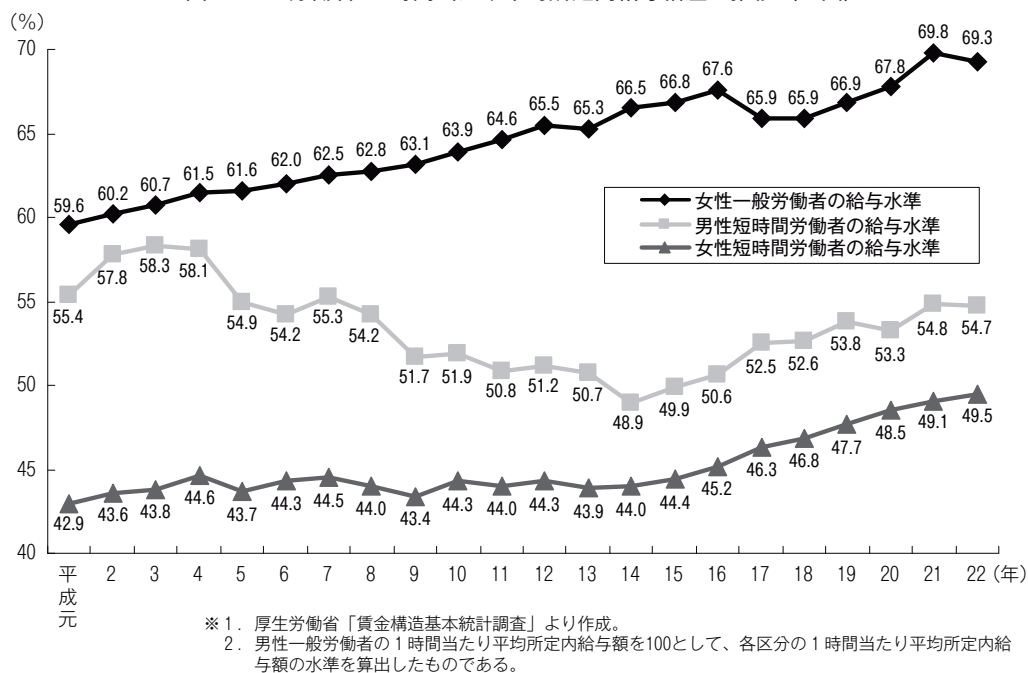
資料：内閣府「平成23年版男女共同参画白書」

図Ⅱ-3 性別・年齢階級別労働力率（全国（女性）、大阪府（女性）、泉南市）



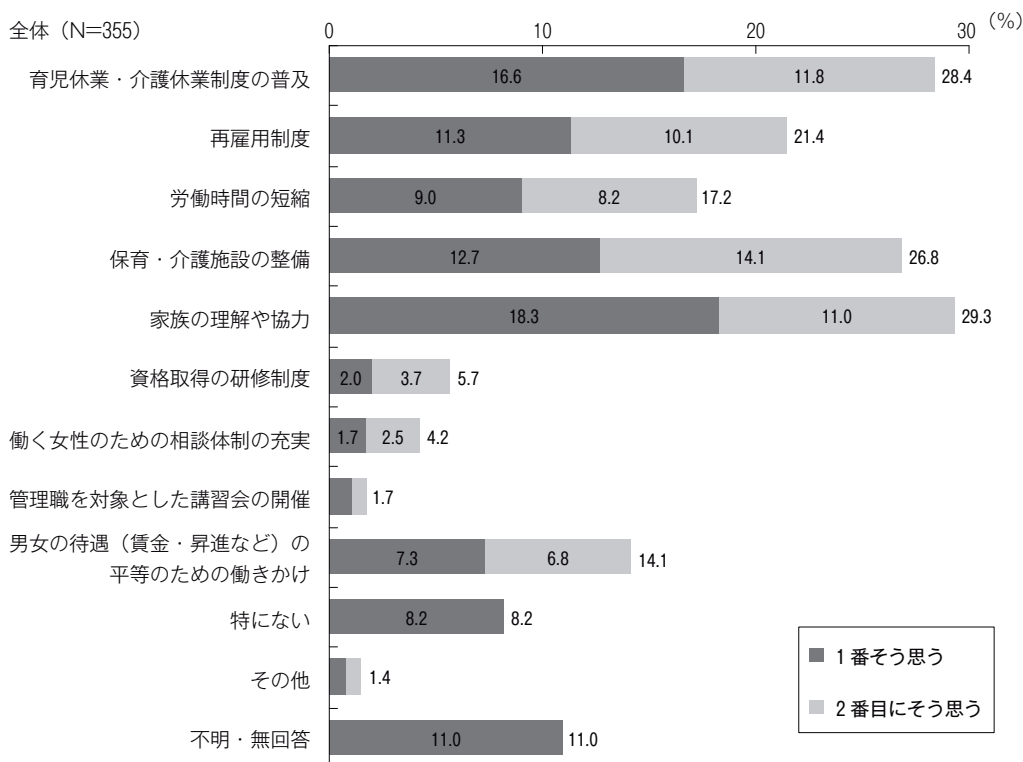
資料：総務省「国勢調査」平成17年

図Ⅱ-4 労働者の1時間当たり平均所定内給与格差の推移（全国）



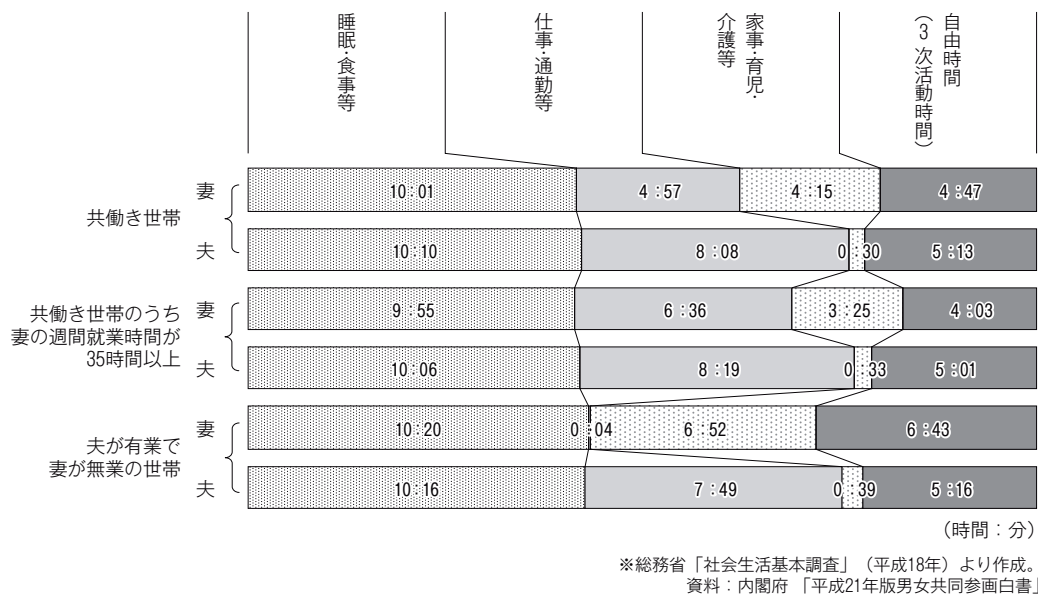
資料：内閣府「平成23年版男女共同参画白書」

図Ⅱ-5 女性が働き続けるために必要な支援



資料：「泉南市女性の就労実態調査」平成22年

図Ⅱ-6 妻の就業状態別夫と妻の仕事時間と家事関連時間（全国）



表Ⅱ-1 市に対して求める、充実を図ってほしい子育て支援（上位5項目）

順位	内容	%
1	医療費負担を軽減する	68.4
2	親子が安心して集まれる場の整備	64.4
3	労働時間短縮、育児休業取得推進等、企業等に対して職場環境の改善を働きかける	59.7
4	子どもが安心して利用できる医療機関を整備する	45.9
5	保育所、幼稚園にかかる費用負担を軽減する	32.8

資料：「泉南市次世代育成支援に関するニーズ調査」平成21年

計画推進の指標

指標名	現状値	目標値（H28）
女性職員の活躍推進や男女が働きやすい職場づくりをめざした研修の開催回数	4回／年（H23）	6回／年
「男女いきいき・元気宣言」事業者制度への登録企業数	218社（H23.10.1）	300社
労働相談の開催回数及び相談件数	4回／年、2件（H23）	4回／年、10件
学童保育サービスの実施	9／10小学校区（H23）	全小学校区
市における男性職員の「出産及び育児への参加のための休暇」取得者率	50％（H23）	70％
市内事業所へのセクシュアル・ハラスメント防止啓発資料の配布	0回／年（H23）	2回／年、100件

主要施策 4 就労の場における男女平等の促進

泉南市においては、雇用労働者に占める女性の割合は40%（2005（平成17）年）で、女性の労働を抜きにしては経済活動を考えることはできません。

しかし、年齢階級別労働力率をみると、ちょうど出産・子育て期と思われる30歳代で落ち込み、再び上昇するM字型就労であると同時に、20歳代後半からの労働力率は全国平均を下回っています。女性が経済的に自立することは、将来を通じて自分らしく生きることにつながるという観点に立つことが必要です。

女性が経済的自立をすることの重要性について、社会全体が認識を深めるとともに、女性の貧困問題への防止・対応として、男女間の賃金格差の解消や「M字カーブ問題」の解消、均等な機会と公正な待遇の確保などに取り組んでいきます。

さらに、雇用分野だけでなく、女性による経済活動の機会を創造する観点から、起業や自営業などの分野においても男女が均等な機会のもとで一層活躍できるよう支援します。

施策の方向	主な事業	事業内容	担当課
① 就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	事業所への労働関係法令の周知	職場における男女平等を図るため、改正男女雇用機会均等法や労働基準法、育児・介護休業法等の情報提供や啓発を行います	産業振興課 人権推進課
	男女間の賃金格差の解消	厚生労働省作成の「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」を活用し、同一価値労働同一賃金の考え方に立って男女の賃金格差の解消に向けた支援に努めます	人事課 人権推進課 産業振興課
	労働相談の充実	労働相談を充実します	産業振興課

●同一価値労働同一賃金

性別、雇用形態（正規／非正規社員）などに関係なく、同一の職種に従事する労働者に対して同一の賃金水準を適用し、労働の量に応じて賃金を支払うという原則のこと。「ペイ・エクイティ（Pay Equity）」ともいう。

●男女雇用機会均等法

正式名は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。1986（昭和61）年に施行、2006（平成18）年6月に2度目の改正が行われ、一見、性別に中立なようにみえても、結果的には女性への差別につながることを「間接差別」として禁止する考え方が盛りこまれた。主な改正点は①性別による差別禁止の範囲の拡大、②「間接差別」の禁止、③妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、④セクシュアル・ハラスメント対策の強化、⑤母性健康管理措置。

●育児・介護休業法

正式名は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。1992（平成4）年4月に育児休業法として施行された後、1995（平成7）年5月から介護休業制度が付加された。育児休業に関しては、民間企業の男女労働者が1歳（特定の事情がある場合には、1歳6か月）未満の子の養育のために育児休業をとることができること、介護休業に関しては、期間は通算して93日を限度とし、家族が負傷、疾病、障害で要介護状態にある時、その介護のために労働者が休業することを認める制度。事業主は育児休業・介護休業の取得を理由に労働者を解雇することはできないことなどが定められている。また、小学校就学前の子を養育する労働者は、1年度に5日まで、病気・けがをした子の看護のために休暇を取得することができる。

施策の方向		主な事業	事業内容	担当課
①	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	職場における健康維持・増進の取組支援	メンタルヘルスに関する相談やカウンセリングの充実を図るなど、職場での健康管理の重要性について働きかけます	人事課 産業振興課
		「母性健康管理指導事項連絡カード」の啓発	男女雇用機会均等法など、母性保護に関する法律・制度の遵守を働きかけ、働く女性の妊娠・出産に対して一貫した健康管理と健康支援をします	産業振興課 保健推進課
		セクシュアル・ハラスメント防止対策の働きかけ	セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるという認識を深めるための啓発・学習活動を行うとともに、相談窓口の周知に努めます	産業振興課 人権推進課 人事課
②	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・促進	非正規雇用労働者がスキルアップ、キャリアアップができるようなくみづくりについて事業所に働きかけを進めます	産業振興課
		再就職に向けた支援の充実	再就職のための情報提供、職業能力開発を進めます	産業振興課 人権推進課
③	農業や自営業に従事する女性への支援	女性の経済的地位の向上	家族経営協定の普及推進を図ります。また、女性認定農業者や女性指導農業者の育成を図ります。商工業などの自営業における家族従業者の実態や無償労働の実態について調査の実施を検討します	産業振興課

●メンタルヘルス (Mental Health)

精神面における健康のこと。心の健康、精神衛生、精神保健などとも呼ばれる。

●セクシュアル・ハラスメント (Sexual Harassment)

性的いやがらせのこと。「相手方の意に反した、性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」(厚生労働省)を言う。性的な性質の言動とは、身体への不必要な接触、性的冗談やからかいなどのほか、ノードポスターの掲示なども含み、あらゆる場におけるさまざまな様態のものが含まれる。セクハラは雇用の場に限らず、学校や病院、福祉施設などの研究機関などでおこるハラスメントも問題となっている。改正・男女雇用機会均等法には、職場のセクシュアル・ハラスメント防止のために、事業主には雇用管理上の配慮義務が課せられることになった。

主要施策5 ワーク・ライフ・バランスの実現のための支援

2009（平成21）年に実施された国の「男女共同参画社会に関する世論調査」によると、子育て世代の男性の多くが仕事も家庭も大切にしたいと考えているにもかかわらず、長時間労働に阻まれ、現実的には仕事中心の生活を余儀なくされています。

国においては、2007（平成19）年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和のための行動指針」を策定し、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」をめざすべき社会の姿として掲げています。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組は、一人ひとりの生活にゆとりと豊かさをもたらすばかりでなく、企業にとっては、業務の効率化や従業員の定着、有能な人材の確保、企業イメージの向上などにつながるものです。

仕事と子育てや介護が両立できるよう、福祉サービスを充実するとともに、企業や男女労働者に対して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護も含め、家族が協力して暮らしていくために重要な考え方であることを普及し、必要な支援に努めます。

また、市役所での男性の育児休暇取得を推進します。

施策の方向	主な事業	事業内容	担当課
① 仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成	ワーク・ライフ・バランスの取組推進と情報提供	先進企業の好事例等の情報の収集や提供を積極的に行います	産業振興課 人権推進課 契約検査課
	事業所への男性の育児・介護休業取得の啓発	男性の仕事と子育て・介護の両立のための制度の定着を促進します	産業振興課 人権推進課 人事課
② 企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進、評価	顕彰制度の創設	仕事と生活の調和や男女平等参画に積極的に取り組む事業所に対する顕彰制度について検討します	産業振興課 人権推進課
	一般事業主行動計画策定の支援	事業所に対して、「一般事業主行動計画」策定のための支援をします	産業振興課
③ 多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	子育て支援の推進	男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市次世代育成支援対策地域行動計画」に基づいて子育て支援を推進します	保育子育て支援課 生涯学習課 学務課 青少年センター 文化振興課
	家族介護の支援	介護の社会化を進める介護保険サービスの周知と利用促進に努めるとともに、高齢者を介護する家族に対して男女平等参画の視点に立った支援を行います	高齢障害介護課

主要施策 6 男性にとっての男女平等参画の推進

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を発揮することのできる男女平等参画社会の実現は、男性にとっても重要であり、男性がより暮らしやすくなるものです。男性にとっての男女平等参画形成の意義について理解を深め、男性自身が暮らしやすさにとらわれず、地域活動や家庭、個人の生活においても生き生きと活動できるよう支援します。

施策の方向		主な事業	事業内容	担当課
①	男性の子育て・介護・看護・家事及び地域活動への参画の促進	男性向けの学習機会の提供	料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参加・参画するための学習機会を提供します	保健推進課 人権推進課 政策推進課 生涯学習課 文化振興課 産業振興課 青少年センター 人権ふれあいセンター

基本目標Ⅲ

誰もが自分らしく生きられる暮らしづくり

人は、誰もが生まれながらにして自分らしく幸せに生きる権利をもっています。

しかしながら、私たちのまわりには「偏見」や「いじめ」、「差別」といった人権に関わるさまざまな問題があります。たとえば、高齢者や障害者、在住外国人などは、社会参加を阻害されたり、偏見の目で見られたりすることが少なくありません。加えて、女性の場合は、女性であることからくる複合的な困難な状況に置かれる場合があります。

また、近年の雇用・就業構造の変化や経済社会のグローバル化などのなかで、貧困などによる生活上の困難を抱える層が広がっています。相対的貧困率をみると、ほとんどの年齢層で男性に比べて女性の方が高く、特に高齢単身女性世帯や母子世帯等ひとり親世帯で高くなっています。生活上の困難が女性に偏りがちな背景には、固定的な性別役割分担意識やそれに伴う不安定雇用、収入格差といった社会構造の問題があります。

男女平等参画の視点に立って、さまざまな困難な状況に置かれている男女が安心して自分らしく暮らせるための取組を進める必要があります。

また、性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合や性同一性障害などを有する人々については、人権尊重の観点からの配慮が必要です。

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女平等参画社会の形成にあたっての前提になります。

特に女性の場合は、妊娠や出産の可能性があるため、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があり、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点が重要です。

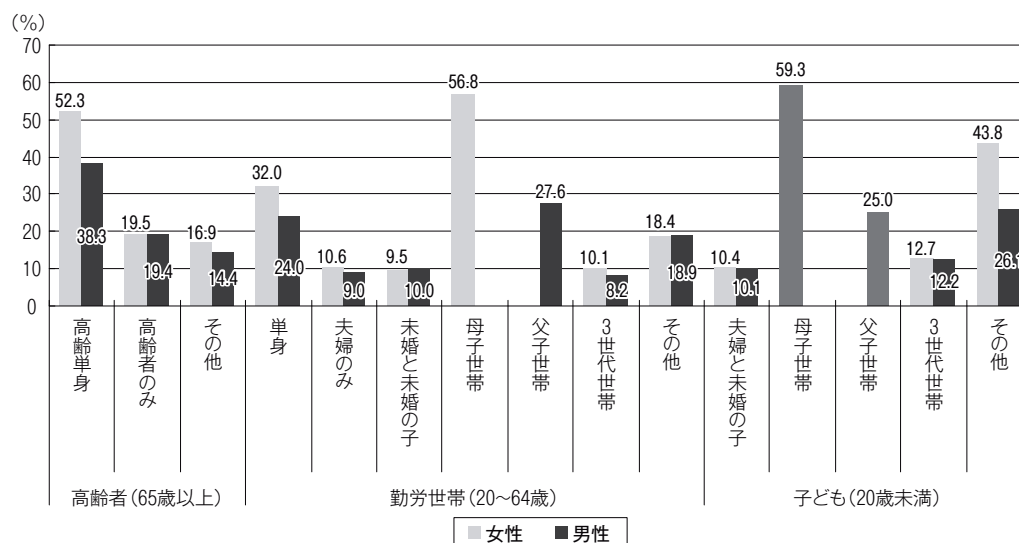
また、働きながら妊娠・出産をする女性が増えていることから、働く場において女性が母性を尊重され、安心して子どもを生み育てることのできる環境を整備することは、女性の能力発揮の促進に加え、生涯を通じた女性の健康確保等の観点からも重要な課題です。

さらに、性別による特性を踏まえ、思春期から高齢期に至るまで、人生のあらゆるステージにふさわしい健康づくりを支援することが必要です。

●リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（Reproductive Health/Rights）

「性と生殖に関する健康と権利」と訳されている。1994（平成6）年9月にカイロで開催された国際人口開発会議において、今後20年間の指針となる人口問題解決への行動計画が採択された。「リプロダクティブ・ヘルス・ライツ」はその中の重要な考え方の1つで、女性が生涯にわたる包括的な性と健康と、これらの問題について十分な情報を得て自己決定する権利が含まれている。たとえば、自らの性と生殖について十分な情報を得ることができ、安全な性生活を営めること、子どもを産むかどうか、産むなら何時、何人産むかを決定する自由をもつことができる、とされている。

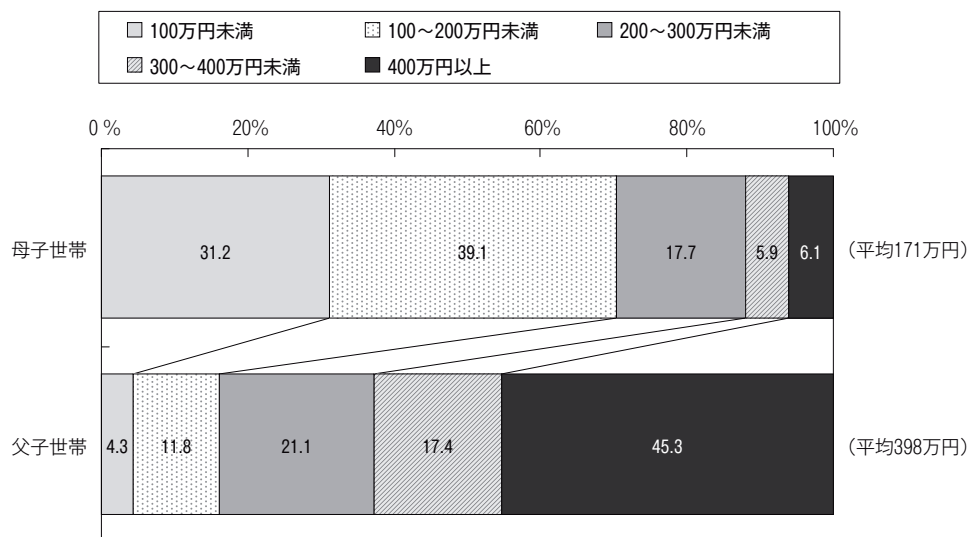
図Ⅲ-1 年代別・世帯類型別相対的貧困率（全国）



- ※ 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」2007（平成19）年を基に内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」阿部彩委員の特別集計より作成。
 ※ 2. 父子世帯は客体が少ないため、数値の使用には注意を要する。
 ※ 3. 母子世帯、父子世帯の子ども（20歳未満）は男女別ではなく、男女合計値。
 ※ 4. 高齢者のみ世帯とは、単身高齢者世帯を除く高齢者のみで構成される世帯。

資料：内閣府「平成22年版男女共同参画白書」

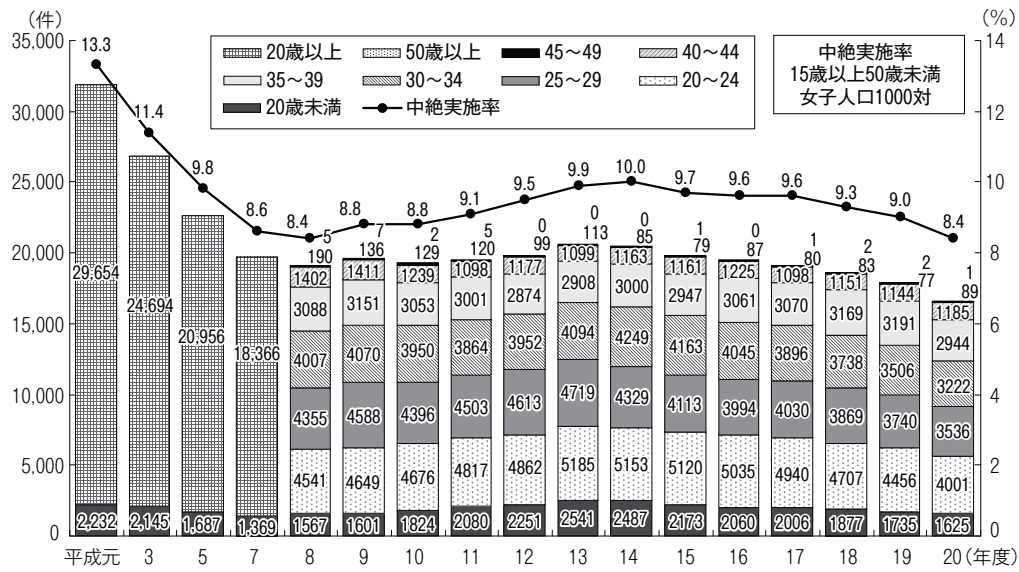
図Ⅲ-2 母子世帯・父子世帯の年間就労収入の構成割合（全国）



- ※ 1. 厚生労働省「全国母子世帯等調査」2006（平成18）年より作成。
 ※ 2. 「平均年間就労収入」とは、母本人又は父本人の2005（平成17）年の年間就労収入である。

資料：内閣府「平成21年版男女共同参画白書」

図Ⅲ-3 年齢階級別人口妊娠中絶の推移（大阪府）



資料：「大阪府の男女共同参画の現状と施策」平成22年、厚生労働省「衛生行政報告例」

表Ⅲ-1 子宮がんや乳がんなどの女性特有のがんの検診受診率、患者数（大阪府）

	検診受診率								罹患数				
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H13	H14	H15	H16	H17
子宮がん	12.4	12.8	13.3	12.6	17.7	13.9	17.8	17.8	812	853	914	1066	1239
乳がん	8.3	8.6	9.1	7.6	12.5	7.1	9.8	10.9	2265	2179	2257	2365	2593

※子宮がん、乳がん検診は平成16年より隔年受診となるも、すぐには制度が浸透しなかったため、受診率の算定方法が変わった平成17年は、一時的に受診率が上がるようになった。

資料：「大阪府の男女共同参画の現状と施策」平成22年

計画推進の指標

指標名	現状値	目標値（H28）
相談員への研修の開催回数	2回（H22）	4回
乳がん・子宮がん検診受診率	乳がん 12.5%（H22） 子宮がん14.2%（H22）	50%以上
女性の心とからだの健康を保つための情報提供の回数	2回／年、15件（H23）	3回／年、50件
リプロダクティブ・ヘルス／ライツという考え方を普及するためのセミナーの開催回数	0回（H23）	4回
若者向けの性感染症や望まない妊娠の回避、喫煙、薬物依存などに関するセミナーの開催回数	0回／年（H23）	4回／年、100件

主要施策7 さまざまな困難を抱える人々の生活の安定と自立への支援

今後ますます進行する高齢社会を豊かで活力ある社会にするためには、年齢や性別に基づく固定的な見方や偏見をなくし、高齢者を他の世代と同じように社会を支える重要な一員として、積極的に捉えることが必要です。

高齢者が自立し、健康で安心して暮らせる社会を実現するために、男女平等参画の視点に立って、男女の生活実態や意識、身体機能の違いを明らかにし、就業を含めた社会参画に対する支援を進めます。特に男性に対しては、生活自立に向けた支援に積極的に取り組みます。

母子家庭等ひとり親家庭については、公的サービスが必要なところに届くよう周知を図ります。

また、さまざまな生活上の困難の世代間連鎖を断ち切るため、個人の多様な生き方にそった切れ目のないサービスの提供に努めます。

施策の方向	主な事業	事業内容	担当課
① 高齢者・障害者の生活の充実	高齢者の就労機会等の拡大	男女平等参画の視点に立って、シルバー人材センターとの連携を強化します	高齢障害介護課
	公的介護保険など介護の社会化の充実	男女平等参画の視点に立って「泉南市第5期高齢者保健福祉計画（老人保健福祉計画・介護保険事業計画）」を推進します	高齢障害介護課
	障害者の生活自立の支援	男女平等参画の視点に立って「第3次泉南市障害者計画」などを推進します	高齢障害介護課
	ピアカウンセリングへの支援	ピアカウンセリングへの支援をします	高齢障害介護課
② ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭への経済・生活支援	児童扶養手当の支給や、母子寡婦福祉貸付金の貸付け、生活保護の母子加算など、経済的支援策を実施します	生活福祉課
	母子家庭の母親の就労支援	地域就労支援センターの就労支援を充実します	産業振興課
	養育費の確保のための支援	子どもの権利であり離れて暮らす親としての当然の責務であることが認知されるよう啓発に努めるとともに、養育費を確保するための相談等の支援を行います	生活福祉課 人権推進課
③ 在住外国女性とその子どもの生活の充実	在住外国人女性等への支援	在住外国人女性等が安心して暮らせるよう、情報提供や相談を充実します	人権推進課 政策推進課
④ 生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	貧困を次世代に引き継がないための支援の充実	成育家庭の状況にかかわらず、子どもが基本的な生活習慣や自尊心・自立心などを身につけることができるよう、家庭における教育に対する支援を行います	指導課 生涯学習課 保育子育て支援課 保健推進課 文化振興課
	多様な教育機会の保障	ひとり親家庭の子どもや在住外国人の親をもつ子どもなどの自立の前提となる生活面での支援、学習面での支援を地域の中で行います	青少年センター 生涯学習課 文化振興課
	社会生活を円滑に営む上での困難に直面する子ども・若者への支援	無職の女性が「家事手伝い」として潜在化することを考慮した多面的な支援を行います	青少年センター 人権推進課

主要施策 8 相談機能の充実

本市においては、人権相談、女性相談、子ども相談、子育て相談、健康相談、地域就労支援相談など幅広い相談窓口を有しています。

これらの相談において、男女平等参画の視点に立って相談業務が行えるよう、相談員の研修を充実すると同時に、連携のしくみを整えます。

施策の方向		主な事業	事業内容	担当課
①	相談窓口の充実とネットワーク	ワンストップ相談の実現	関係部局や関係機関の連携を強化し、被害者支援のワンストップ・サービスの構築を推進します	人権推進課 生活福祉課 高齢障害介護課 保健推進課 産業振興課
②	相談にあたる相談員に対する研修の充実	男女平等参画の視点に立ったさまざまな相談窓口の担当者の研修の充実	男女平等参画の視点が浸透するよう、さまざまな相談窓口の担当者の研修を充実します	人権推進課 人事課 産業振興課

主要施策 9 ライフステージに対応した健康づくりの支援

男女がその健康状態やライフステージに応じて、生涯をとおり、健康の保持増進に向けた健康づくりや、適切な健康管理ができるようにさまざまな支援を行います。

施策の方向		主な事業	事業内容	担当課
①	生涯をとおりしての健康づくりの支援	妊娠・出産期の女性の健康と男性の理解促進	妊婦等に対する早期の妊娠届出の勧奨と、男性に向けた学習機会の提供を充実します	保健推進課
		性差に応じた健康支援の推進	性差医療の重要性に関する普及啓発、情報提供、性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策を進めます	保健推進課
		健康をおびやかす問題についての対策の推進	HIV／エイズや性感染症、薬物、喫煙、過度の飲酒が心身に及ぼす影響についての正確な情報と学習機会を提供します	保健推進課
②	性と生殖に関する取組の充実	さまざまな性的指向、いわゆる性の多様性についての理解	性の相談窓口（思春期ダイヤル等）の情報を提供します	保健推進課 人権推進課
			総合的な学習の時間、保健体育、家庭科などの時間における性教育を充実させます	人権教育課 指導課

基本目標Ⅳ

男女平等参画の意識づくり

男女共同参画社会基本法が制定されて10年が経過し、国においては第3次男女共同参画基本計画、泉南市においては「改訂せんなん男女平等参画プラン」のもとでさまざまな施策を展開しているところです。

しかし、2010（平成22）年に実施した「第5次泉南市総合計画策定にかかる市民意識調査結果報告書」によると、分野ごとの男女の平等感をたずねた設問では、「職場の中で」「社会通念・慣習などで」「政治・行政の場で」において、「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合計した『男性優遇』の割合が40%を超えて「平等になっている」割合を上回っています。特に、「社会通念・慣習などで」と「職場の中で」では『男性優遇』の割合が高く、それぞれ52.8%、46.7%です。

社会のさまざまな分野で男女平等でないと感じる要因としては、社会のしくみのすみずみにまで影響を及ぼしている固定的な性別役割分担意識の根強さが考えられます。

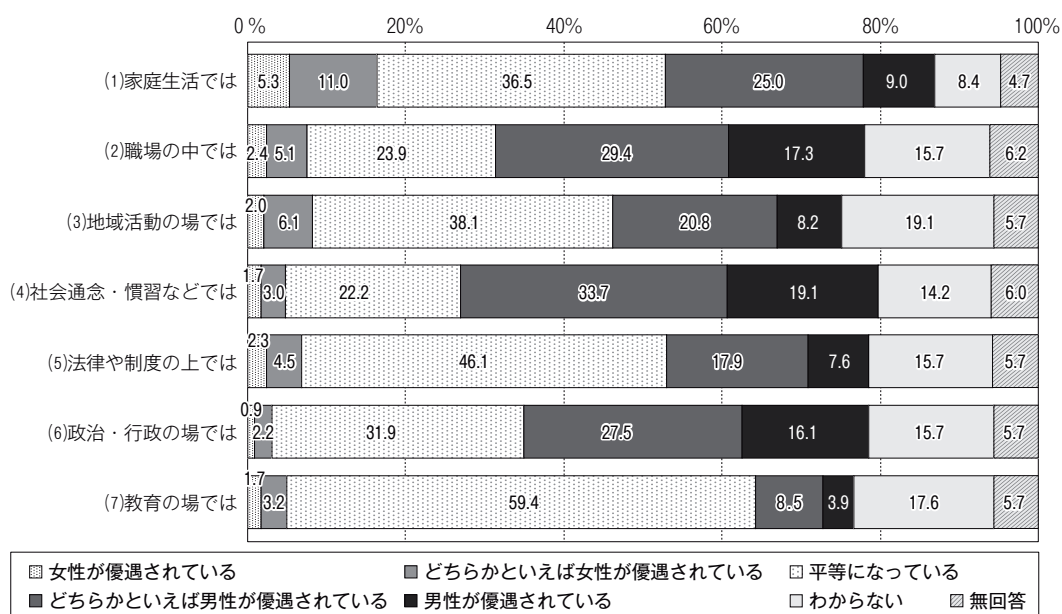
性別にかかわらず、自らの望む生き方を選択でき、活力ある持続可能な社会をつくるためには、こうした意識を払拭し、市民一人ひとりが男女平等参画の必要性についての理解を深めることが重要です。

また、次代を担う子どもたちが、性別による固定的な役割分担意識にしばられず、個性と能力を発揮しながら成長していくためには、家庭、学校、地域などで、男女平等参画の考え方を身につけていくことが重要です。

特に、教育の出発点である家庭における教育は、個々の親が行う私的な教育であることから、家庭教育を支援することは重要です。

また、女性も男性も各人の個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画するためには、生涯学習の振興が極めて重要な意義をもちます。生涯にわたって自分らしい生き方を選択するために、「いつでも」「どこでも」「だれでも」にさまざまな機会を通じて男女平等参画に関する学びの場を提供することも必要です。

図Ⅳ-1 各分野での男女平等感



計画推進の指標

指標名	現状値	目標値（H28）
学校教育の中で、男女平等参画に関する授業を実施した回数	2回／年（全校）（H23）	3回／年（小学校） 1回／年（中学校）
男女平等参画をテーマにした講座やセミナーの参加者数	約400人（見込み） （H23）	600人

主要施策10 男女平等参画の理解の推進

固定的な性別役割分担意識やそれに伴う慣行などは、長い時間をかけて形成されてきたもので、一朝一夕に解消されるものではありません。

しかし、近年の社会経済の急速な変化に対応するためには、男女平等参画の視点に立ち、現在の多様なライフスタイルに柔軟に対応した新たな制度やしくみの構築が求められています。

本市に暮らす老若男女が泉南市に暮らしてよかった、住み続けたいと思えるような社会を創るため、「泉南市男女平等参画推進条例」を標榜し、自らの意思によって、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女平等参画社会実現の重要性の浸透を図ります。

施策の方向	主な事業	事業内容	担当課
① 男女平等参画の広報・啓発の推進	市民に向けた広報・啓発の充実	広報、ホームページ等の多様な媒体を活用して男女平等参画の意識啓発を進めます	情報管理課 人権推進課
	市民との協働でつくる男女平等参画事業の推進	男女平等参画の考え方を浸透させるために市民との協働による取組を進めます	政策推進課 人権推進課
② 事業所等に向けての広報・啓発の推進	事業所等に向けての広報・啓発の推進	男女平等参画についての理解を深めるため、あらゆる機会を活用して広報、啓発に努めます	産業振興課
③ 男女平等参画を推進する文化創造・表現活動の推進	メディア・リテラシーに関するセミナーの開催	男女平等参画の視点から主体的に情報を読み解き、活用する能力（メディア・リテラシー）を養うための啓発・学習機会を提供します	人権推進課 生涯学習課 文化振興課
	子どもに向けた男女平等に関する学習機会の提供	市民活動グループと協働して子どもが男女の人権や男女平等について学ぶための学習機会の提供を推進します	文化振興課 青少年センター 指導課
	男女平等参画の視点に立った文化活動への参加の支援	文化や芸術の発展は平和の基盤であるという視点から、男女平等参画の視点に立った女性の文化活動への参加・参画の支援をします	文化振興課 生涯学習課

●メディア・リテラシー（Media Literacy）

リテラシーとは、読み書き能力、識字のこと。メディア・リテラシーとは、「メディアの情報を読み解き、活用する能力」という意味で、新聞やテレビなどのマスメディアの本質や影響について幅広い知識を身につけ、批判的な見方を養い、メディアそのものを創造できる能力のことをいう。メディア・リテラシーで大切なことは、メディアの伝えている内容が「ありのままの現実」ではなく、一定の意図のもとに編集・構成されたものであることに気づくことである。イギリスやオーストラリアなどでは、内容を読み解き、制作も手がけるメディア教育が盛んに行われている。最近では電子メディアの発達の中で、女性が新しい技術に取り残される懸念があり、その対策が求められる。

主要施策11 男女平等参画を推進するための教育の充実

子ども一人ひとりが男女平等参画の理解を深めることは、子ども自身にとってのみならず、今後の社会全体における男女平等参画を推進することにもつながります。

泉南市においては、「泉南市男女平等教育基本方針」にそって次代を担う子どもたちが、健やかに、そして、個性と能力を発揮できるように育っていけるよう男女平等教育を推進しているところです。

今後も教職員自身が男女平等に敏感な視点をもって教育環境を整備するとともに、子どもの頃から男女平等参画の考え方を身につけられるよう指導し、将来を見通した自己形成ができるようキャリア教育を推進します。

また、少子高齢化社会の進展に伴い、家庭教育支援が生涯学習推進の大きな柱の一つとしてこれまで以上にクローズアップされてきています。家庭教育支援は、親自身が親としての力をつけること、すなわち「父親・母親のエンパワメント」につながるという視点をもって、学びのための支援を拡充します。

施策の方向	主な事業	事業内容	担当課
① 男女平等参画を推進する学校教育の充実	市立の幼稚園・小・中学校における男女平等教育の推進	「泉南市男女平等教育基本方針」に基づき、男女平等教育を推進します	人権教育課 指導課 学務課
	性別にとらわれない職業観の醸成	性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力に応じた職業選択の可能性を提示し、職業観を育てる教育を実施します	人権教育課 指導課
② 幼稚園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進	教職員の研修の充実	教育関係者のジェンダーに対する理解を深め、男女平等参画の視点をもった教育・保育の実践につながる研修を充実するとともに、自主的な研究活動を支援します	人権教育課 指導課 保育子育て支援課
	学校、園行事等での固定的な性別役割分担意識の解消の推進	市立校園のPTA活動に男女両性が積極的に参加・参画するよう働きかけます	人権教育課 保育子育て支援課
	保護者への情報提供、啓発の充実	男女平等参画の意識が浸透するように多様な媒体や方法で保護者への情報提供や啓発を充実します	人権教育課 指導課 保育子育て支援課

●キャリア教育

進学や就職に焦点を絞らず、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力や勤労観、職業観を育み、社会人・職業人として自立していくために必要な能力や態度を身につけること。

●ジェンダー（Gender）

オス・メスという生物学的な性差＝セックス（Sex）に対して、社会的・文化的につくられた性差をジェンダー（Gender）という。いわゆる「女らしさ、男らしさ」の概念は社会や文化によって後天的につくられるもので、生まれながらの生物学的な性差とは異なり、社会的条件によって左右される面が大きく、国や地域、時代によって変遷するものであることが世界的にも認められるようになった。日本では、1996（平成8）年12月に策定された「男女共同参画2000年プラン」で初めてジェンダーについて触れられ、それに基づく調査、研究が進められている。

施策の方向	主な事業	事業内容	担当課
③ 男女平等参画を推進する社会教育、学習の充実	男女平等の視点に立った地域における子どもの学習や体験の場づくり	子どもたちが学習や体験活動の中で男女平等意識を育めるよう学習や体験の場づくりを充実します	生涯学習課 文化振興課 青少年センター
	固定的な性別役割にとらわれない家庭教育の推進	乳幼児家庭教育学級や家庭教育学級で性別にとらわれない子育てについての学習機会を提供します	生涯学習課 保育子育て支援課 保健推進課 文化振興課
	男女平等参画に関わる資料などの充実	図書館資料の充実をはかり、関連情報や資料を、積極的に提供します	文化振興課

主要施策12 多様な選択を可能にする社会教育の推進

生涯学習・社会教育の取組は、地域に「人」という財産を育むことができます。

女性も男性もそれぞれの個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画できるよう、男女平等参画の視点を踏まえたキャリア教育を含む生涯学習・能力開発を推進していきます。

特に、女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画するためには、社会参画能力を身につける必要があり、地域における女性リーダーの育成を進めます。

そのために、男女平等参画の視点を踏まえ、地域のさまざまな課題をキャッチして、地域課題に取り組む市民や市民活動グループ、教育機関と協働して、学習事業化する意欲と能力をもった人材の育成を進めます。

施策の方向	主な事業	事業内容	担当課
① 女性の人材育成	女性のチャレンジに関する情報提供と講座の開催	働く、学ぶ、交流するなど、さまざまなチャレンジに関する情報を収集するとともに、多様な媒体を通じて情報提供をします	人権推進課 文化振興課 生涯学習課 産業振興課
② 生涯学習に関する情報の提供	生涯学習に関する情報の提供	年齢や性別にかかわらず参加できる生涯学習に関する情報を、さまざまな機会、媒体をとおして提供します	生涯学習課 情報管理課 文化振興課
③ 社会教育に携わる人々への学習機会の提供	社会教育に携わる人々への学習機会の提供	地域団体や関係団体の代表者、生涯学習の講座を企画・運営する担当者などに対して、男女平等参画の視点をもてるような学習機会を提供します	生涯学習課 人権推進課 産業振興課 人権ふれあいセンター 政策推進課 人事課

基本目標V

あらゆる暴力の根絶を基本とした安心づくり

女性に対する暴力には、配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））、デートDV、セクシュアル・ハラスメント、性暴力、売買春、ストーカー行為、トラフィッキング（人身売買）などがあり、これらは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

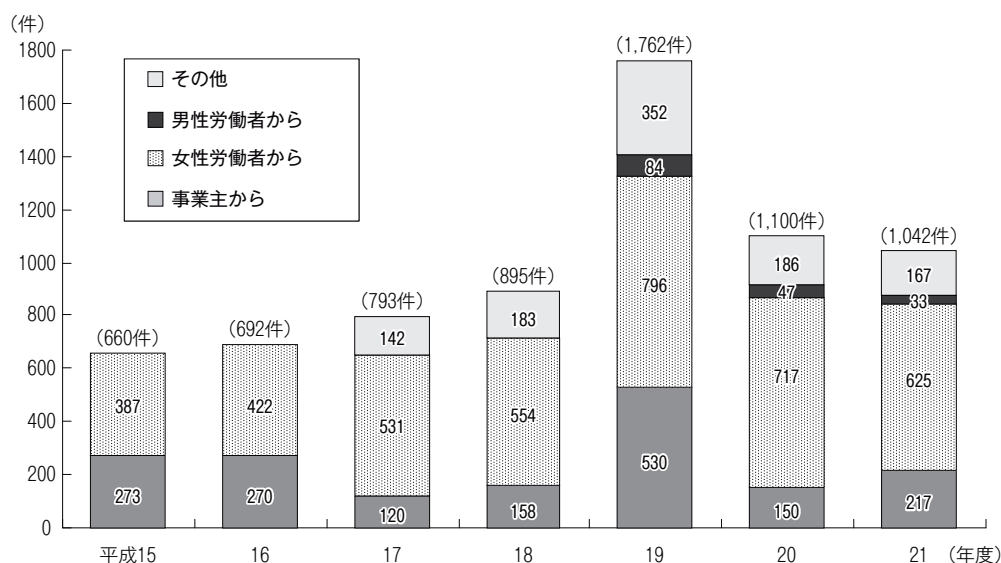
女性に対する暴力の背景には、男女の不平等な関係、女性に対する差別意識などの社会構造的な問題があることから、社会全体の問題として解決していくことが重要です。

特に、近年では、インターネットや携帯電話の普及により、女性に対する暴力は多様化してきており、新たな視点からの迅速かつ効果的な対応が求められています。

また、子ども、高齢者、障害者、外国人等はそれぞれ異なる背景事情や影響を有していることから、これらの被害者の支援にあたってはさまざまな困難を伴うものであることにも十分配慮し、暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応することが不可欠です。

女性に対する暴力を根絶するため、暴力は許さないという社会的認識の徹底や、根絶のための基盤整備を行うとともに、配偶者からの暴力、性犯罪等、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進していく必要があります。

図V-1 セクシュアル・ハラスメントに関する相談件数の推移（大阪府）



※平成19年に男女雇用機会均等法が改正され、男性に対するセクシュアル・ハラスメントも措置の対象となった。
※「その他」には、労働者の家族や社会保険労務士等からの相談を含む。

※グラフの（件）は相談の総件数。

資料：大阪労働局雇用均等室資料より作成

●ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence = DV）

夫や恋人などごく親しい男女間で起こる暴力を指して使われる。身体的暴力だけでなく、言葉による暴力や経済的な締めつけ、避妊に協力しないなど、女性の身体の安全や尊厳を脅かす力の行使全てがドメスティック・バイオレンスと定義される。DVの被害女性を保護するシェルターや相談機関の充実、加害男性の再教育プログラムの構築と実施に向けた取組が求められている。2001（平成13）年4月に「DV防止法」が成立し、DVは犯罪として認められることになった。

●デートDV

交際相手との間で起こる暴力のこと。身体的暴力の他に言葉による暴力、脅迫や無視、束縛や行動の制限、性的な行為の強要、お金を払わせる・貸すことを強要する行為などがある。

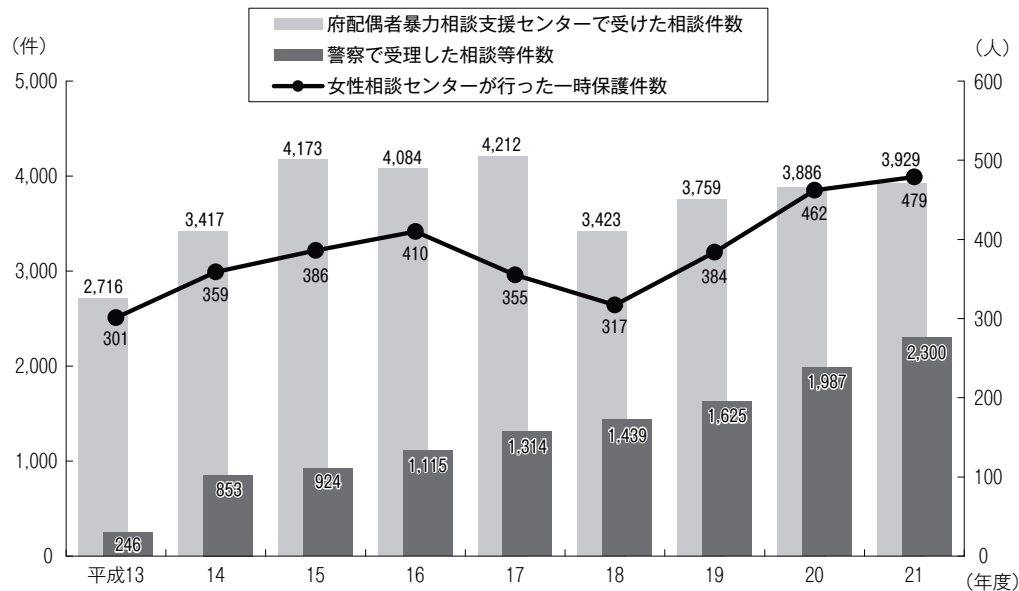
表V-1 大阪府警察相談窓口寄せられた「女性に対する暴力」に関する相談等件数の推移（大阪府）

	平成13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
配偶者等からの女性に対する暴力に関する相談件数	246	853	924	1,115	1,314	1,439	1,625	1,987	2,300
ストーカー警告件数	119	117	145	172	89	53	55	111	92
ストーカー禁止命令	7	3	2	2	0	0	0	3	2
ストーカー相談件数	1,295	1,105	1,177	1,517	1,319	1,087	993	1,217	1,238
児童買春・児童ポルノ 法違反被疑者検挙人員	44	90	110	93	77	99	130	88	106
児童買春・児童ポルノ 法違反被害児童の数	96	92	59	108	83	107	113	63	55
売春防止法検挙件数	471	469	421	289	166	161	111	76	45

※平成13年の女性に対する暴力に関する相談件数は法施行後にデータ集計を開始しており、1年に満たないもの。
※大阪府警察本部調べ。

資料：「大阪府の男女共同参画の現状と施策」平成22年

図V-2 ドメスティック・バイオレンス（DV）の相談等件数（大阪府）



※平成13年度は大阪府女性相談センターで受けた相談件数。平成13年度における警察で受理した相談等件数は、法施行後にデータ集計を開始しており、1年に満たないもの。

資料：「大阪府の男女共同参画の現状と施策」平成22年

計画推進の指標

指 標 名	現状値	目標値（H28）
ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する連絡会議の開催回数	1回（H23）	3回
若者へのデートDV防止啓発事業の実施	0回（H23）	2回

主要施策13 あらゆる暴力の根絶

性犯罪に関する相談件数をみると、大阪府におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数は、2009（平成21）年以降は1,000件を越えています。また、大阪府警察相談窓口へ寄せられたストーカー相談件数は、2004（平成16）年をピークに減少傾向にありましたが、2008（平成20）年は増加し、ストーカー禁止命令も出されています。

性犯罪を含む暴力を根絶するために、家庭、地域、事業所、学校などあらゆる場面において、どのようなものが暴力なのかを周知徹底し、それらの暴力は犯罪をも含む人権侵害であり、絶対に許されないものである気運を醸成します。

また、子ども、高齢者、障害者、外国人等の被害者の支援にあたってはさまざまな困難を伴うものであり、地域や関係機関などと連携しながら、暴力の形態や被害者の属性等に応じたきめ細かい対応に努めます。

施策の方向	主な事業	事業内容	担当課
① 男女平等参画の推進を阻害する要因によるあらゆる暴力根絶の啓発推進	女性の人権を守る法律・制度の周知徹底	配偶者からの暴力防止法、ストーカー規制法等の学習機会の提供をします	人権推進課
	性犯罪等の防止に向けた啓発と防犯対策の強化	性犯罪に関する正しい情報を提供し、性犯罪を許さない気運の醸成を図ります。子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策の推進や、近親者等親密な関係にある者や指導的立場にある者による性犯罪等の発生を防止するための取組を強化します	人権推進課 生活福祉課
	セクシュアル・ハラスメント防止の促進	企業や地域におけるセクシュアル・ハラスメントの防止のために、実効性のあるセクシュアル・ハラスメント対策を講じるよう、周知徹底するとともに、学習機会の充実を図ります	人権推進課 産業振興課 人事課 全部局
② 暴力被害者へのワンストップ支援	性暴力の被害者支援	「性暴力救済センター・大阪（SACHICO）」など民間の支援機関と協力して心とからだのケアに努めます	人権推進課
	相談窓口、医療機関などとの連携の強化	各種相談事業の相談員による情報交換等により課題の整理を実施し、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます	人権推進課 生活福祉課 高齢障害介護課 保健推進課 消防本部
	さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上	民生委員児童委員、自治会役員、担当者、相談員などの言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します	人権推進課 政策推進課 生活福祉課 高齢障害介護課 消防本部
③ 児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援	児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援	「泉南市 子どもの権利に関する条例」を遵守し、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します	指導課 生涯学習課 保育子育て支援課 生活福祉課 保健推進課 人権推進課 人権教育課

主要施策14 DV 防止計画の推進

大阪府が実施した「男女共同参画に関する府民意識調査（2009（平成21）年）では、配偶者からの暴力が「何度もあった」とする割合は、「人格を否定するような暴言、交友関係を細かく監視する、なぐるふりをして脅すなどの精神的な嫌がらせを受けた」（女性8.7%、男性3.9%）、「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた」（女性7.4%、男性1.2%）、「いやがっているのに性的な行為を強要された」（女性8.4%、男性1.2%）となっています。

大阪府における配偶者からの暴力相談件数は、2010（平成22）年度には配偶者暴力相談支援センターの相談件数が4,392件で、警察で受理する件数は年々増加しています。本市の「女性のための相談」のなかでDV相談は2010（平成22）年度は108件にのぼっています。

配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV）については、2001（平成13）年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が施行され、2007（平成19）年7月のDV防止法の改正では、市民にとって最も身近な行政主体である市町村が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」の策定を努力義務としました。

本計画において「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」の内容を包含して、支援対策に取り組みます。

施策の方向		主な事業	事業内容	担当課
①	DV 被害の防止	早期発見のための通報体制の整備	配偶者からの暴力に関する相談窓口などを記載したDV相談窓口一覧カードを作成します	人権推進課
		地域で福祉活動に取り組む人への啓発と連携の強化	地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員への啓発活動を進め、地域での早期発見につなげると同時に、連携を強化します	生活福祉課 人権推進課 高齢障害介護課
		医療・福祉関係者などへの啓発の徹底	DVに関する知識やDV被害者への対応、被害者のプライバシーへの配慮などについてのマニュアルを作成し、配布します	人権推進課 保健推進課

● DV 防止法

正式名は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」。2001（平成13）年4月公布。夫や親しい間柄にある男性から女性に向けられる暴力「ドメスティック・バイオレンス（DV）」の防止を目的とする法律。この法律ができたことによって、これまで「夫婦げんか」として見過ごされてきた家庭内での夫婦間の暴力が、公式に「犯罪」と認められることになった。配偶者（事実婚を含む）から暴力を受けた場合、被害者は、「配偶者暴力相談支援センター」、「警察」、「地方裁判所」にそれぞれ相談、通報、保護命令申し立てなどを行うことができる。

施策の方向		主な事業	事業内容	担当課
②	被害者に対する初期段階の支援の充実	関係機関との連携強化	予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します	人権推進課 市民課 産業振興課 保険年金課 保育子育て支援課 高齢障害介護課 生活福祉課 学務課 消防本部
		相談の充実と連携の強化	地域包括支援センターとの連携を強化するとともに、被害者に二次被害が及ばないための配慮の観点から、庁内窓口用の「泉南市 DV 被害者相談マニュアル」や「ワンストップシート」を有効に活用します	高齢障害介護課 人権推進課 消防本部
		被害者の安全確保の徹底	場所の秘匿を徹底し、一時保護にあたっての適切な保護を実施するとともに、保護命令申立て手続きに関する情報提供を行います	人権推進課 高齢障害介護課 消防本部
③	生活基盤を整えるための支援	生活基盤を整えるための支援	ハローワークなどと連携し、就労支援を行います	産業振興課 人権推進課
			女性相談センターや医療機関、警察、市民団体などのさまざまな機関が連携し、中長期にわたる継続的な被害者支援を実施するしくみをつくりま	人権推進課
		同伴する子どもへの支援	子どもへの支援について適切な情報提供をします	保育子育て支援課 学務課 指導課
			保育所・幼稚園・学校が安心・安全な場所となるよう、情報の保護や対応の整備を進めます	学務課 保育子育て支援課 指導課
		高齢者・障害者への支援	高齢者や障害者の相談に携わる機関に対し、DVに関する認知を促すとともに、DV相談機関等に関する情報の提供をします	高齢障害介護課 人権推進課
④	若年層へのDV防止教育及び相談	デートDV防止に関する取組の強化	学校と関係機関の連携のもと、学校での啓発活動を進めます	指導課 人権教育課
			教職員を対象にしたデートDVに関する研修を実施します	指導課
			中学生・高校生・大学生を対象にした啓発リーフレットを作成します	指導課 人権教育課 人権推進課

主要施策15 メディアにおける人権の尊重

私たちは日々、テレビ、新聞、ラジオ、インターネット、DVD、本などのさまざまなメディアに触れながら生活し、大きな影響を受けています。多様なメディアの発達には、さまざまな利便性と問題を抱えているといえます。

近年普及の著しいインターネットや携帯電話は、時間や距離に拘束されることなく、広く情報を流すことも収集することも可能にしました。しかし、その一方で、男女共同参画社会実現の障壁となる固定的な性別役割分担意識や男女の人権侵害を伴う表現が流布される場合もあります。

男女平等の視点を踏まえ、情報社会での基本的な考え方と態度を育む情報モラルの普及に努めます。

また、受け取った情報に対して、その価値や信頼性を評価し取捨選択する判断力を養い、活用する力を育成します。

特に、グローバル化の進展に伴い、子どもたちにとって情報通信技術（ICT）の能力は不可欠であることから、機器の活用能力だけではなく、「泉南市男女平等教育基本方針」にそって男女平等の視点に立った情報モラルの育成に努めます。

施策の方向		主な事業	事業内容	担当課
①	男女の人権を尊重した表現の推進	市刊行物などの表現の見直し	市刊行物において、固定的な性差観にとらわれない、人権尊重の表現を推進します	情報管理課 人権推進課
		男女平等の表現に関する学習機会の充実	市民や地域団体・企業等が男女平等の視点に配慮した表現について学べる機会の提供を推進します	人権推進課
②	情報教育の推進	男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及	学校教育、社会教育等を通じて、情報処理・情報発信能力をつけるとともに、情報を主体的に収集・判断等できる能力（メディア・リテラシー）を育みます	人権推進課 人権教育課 指導課 生涯学習課 文化振興課

第 4 章

プランの推進



① あらゆる施策に男女平等参画の視点を反映させる庁内推進体制の充実

本市においては、男女平等参画施策を総合的に推進するために、「泉南市男女共同参画施策推進本部」を設置しています。今後も、あらゆる施策に男女平等参画の視点を反映させられるよう、全庁的に総合調整するため庁内推進体制の充実・強化を図ります。

また、すべての職員が男女平等参画社会及び男女平等参画施策についての理解を深められるよう、「泉南市職員男女平等参画推進行動計画」を策定し、全庁的に取り組んでいきます。

② 拠点施設の整備

2003（平成15）年に開設した「せんなん男女共同参画ルーム（ステップ）」を男女平等参画の実現に向けた市民の主体的な活動を支援する拠点施設として位置づけ、整備を図るとともにより多くの市民に利用・活用されるよう充実を図ります。

なかでも、男女平等参画の視点に立った市民活動グループ及び女性リーダーの育成や男女が抱える多種多様な悩みについて、その解決を図るための相談体制のさらなる充実と関係諸機関との連携を深めるため、相談事業のネットワーク化を図ります。

また、「配偶者暴力相談支援センター」としての機能が果たせるよう整備を進めます。

③ 国・府との連携

地方分権の時代にあって、国・府・市の関係は、従来の縦の関係から適切な役割分担のもと、対等・協力の新たな関係へと進んでいます。男女平等参画社会の実現に向け、労働関係や社会保障行政のように、基本的には国・府の施策推進を待たなければならないものもありますが、このような場合でも、市として近隣の自治体と連携を図りつつ、国・府に対し積極的に要望するなど可能な限りの事業展開、施策推進をめざします。

④ 計画の進捗管理

本計画の実効性を高めるために、重点目標ごとに指標を設定し、数値目標を掲げます。

庁内の各課が実施する施策の推進状況を毎年取りまとめ、進捗状況について把握し、計画の着実な遂行に努めます。数値目標の達成状況や進捗状況のまとめについては、泉南市男女平等参画推進審議会に報告し、市民に公表します。

■計画推進の指標一覧（再掲）

基本目標	指 標 名	現状値	目標値（H28）
I	男女ともに住みやすい・住み続けたいまちだと思う市民の割合	住みやすい 60.8% 住み続けたい 61.9% (H22年 第5次泉南市総合計画策定にかかる市民意識調査)	65%以上
I	「社会通念・慣習」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	22.2% (H22年 第5次泉南市総合計画策定にかかる市民意識調査)	40%以上
I	市における審議会等の女性委員の割合	20.4%（H23.4.1）	40%以上60%以下（※1）
I	市における女性の管理職の割合（※2）	2.3%（H23.4.1）	12%以上
I	せんなん男女共同参画ルーム（ステップ）の登録グループ数	10グループ（H23）	13グループ
I	せんなん男女共同参画ルーム（ステップ）「女性のための電話相談」相談件数	24件（見込み）（H23）	70件
II	女性職員の活躍推進や男女が働きやすい職場づくりをめざした研修の開催回数	4回／年（H23）	6回／年
II	「男女いきいき・元気宣言」事業者制度への登録企業数	0 社（H23）	3 社
II	労働相談の開催回数及び相談件数	4回／年、2件（H23）	4回／年、10件
II	学童保育サービスの実施	9/10小学校区（H23）	全小学校区
II	市における男性職員の「出産及び育児への参加のための休暇」取得者率	50%（H23）	70%
II	市内事業所へのセクシュアル・ハラスメント防止啓発資料の配布	0回／年（H23）	2回／年、100件
III	相談員への研修の開催回数	2回（H22）	4回
III	乳がん・子宮がん検診受診率	乳がん 12.5%（H22） 子宮がん 14.2%（H22）	50%以上
III	女性の心とからだの健康を保つための情報提供の回数	2回／年、15件（H23）	3回／年、50件
III	リプロダクティブ・ヘルス／ライツという考え方を普及するためのセミナーの開催回数	0回（H23）	4回
III	若者向けの性感染症や望まない妊娠の回避、喫煙、薬物依存などに関するセミナーの開催回数	0回／年（H23）	4回／年、100件
IV	学校教育の中で、男女平等参画に関する授業を実施した回数	2回／年（全校）（H23）	3回／年（小学校） 1回／年（中学校）
IV	男女平等参画をテーマにした講座やセミナーの参加者数	約400人（見込み）（H23）	600人
V	ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する連絡会議の開催回数	1回（H23）	3回
V	若者へのデート DV 防止啓発事業の実施	0回（H23）	2回

※1 男女いずれか一方の委員が4割未満とならない状態をめざします。

※2 一般行政職を対象

資 料



第3次せんなん男女平等参画プラン策定の経過

年 月 日	内 容
平成23年 5 月30日	第1回 泉南市男女共同参画推進懇話会 ・委員の専任
平成23年 7 月6日	第2回 泉南市男女共同参画推進懇話会 ・「(仮称) 泉南市男女平等参画推進条例」の素々案について ・「第3次せんなん男女平等参画プラン」の課題について
平成23年 7 月28日	第3回 泉南市男女共同参画推進懇話会 ・「第3次せんなん男女平等参画プラン」の骨子案について
平成23年 9 月14日	第4回 泉南市男女共同参画推進懇話会 ・「(仮称) 泉南市男女平等参画推進条例」案のパブリックコメントについて ・「第3次せんなん男女平等参画プラン」の素案について
平成23年11月22日	第5回 泉南市男女共同参画推進懇話会 ・「第3次せんなん男女平等参画プラン」の素案について ・泉南市男女平等参画推進条例案の12月議会への上程について
平成23年12月26日～平成24年 1 月26日	パブリックコメントの実施
平成24年 2 月 7 日	第6回 泉南市男女共同参画推進懇話会 ・泉南市男女平等参画推進条例の制定について ・せんなん男女平等参画プランについてのパブリックコメントの結果について

泉南市男女共同参画推進懇話会委員名簿

氏 名	所属団体・職名等
◎ 肥田 和子	学識経験者
小合 愛子	市内学校教員
梅田 幸夫	人権啓発推進協議会会長
西出 恵子	婦人団体協議会会長
山田きみ子	社会福祉協議会会長
岡田多加志	市内団体従業員代表
古谷美枝子	人権擁護委員
○ 榎原 節子	消費生活専門相談員
古谷 悦子	市民代表（公募）

(敬称略)

◎座長 ○副座長

世界・国・大阪府・泉南市のこれまでの動き

	世界の動き	国の動き
昭和50年 (1975年)	- 国際婦人年（目標：平等、発展、平和） - 国際婦人年世界会議（メキシコシティ）「世界行動計画」採択	- 婦人問題企画推進本部設置 - 婦人問題企画推進本部会議開催
昭和52年 (1977年)		「国内行動計画」策定
昭和54年 (1979年)	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択	
昭和55年 (1980年)	「国連婦人の10年」中間年世界会議（コペンハーゲン）「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	
昭和56年 (1981年)	「ILO156号条約」採択（男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約）	「国内行動計画後期重点目標」策定
昭和57年 (1982年)		
昭和58年 (1983年)		
昭和60年 (1985年)	「国連婦人の10年」最終年世界会議（ナイロビ）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略（ナイロビ戦略）」採択（1986～2000年）	「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行（国籍の父母両系主義確立） 「女子差別撤廃条約」批准
昭和61年 (1986年)		「男女雇用機会均等法」施行
昭和62年 (1987年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
昭和63年 (1988年)		
平成元年 (1989年)	「子どもの権利条約」採択	学習指導要領改訂（中学・高校家庭科の男女必修化）
平成2年 (1990年)	国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採決	
平成3年 (1991年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改訂
平成4年 (1992年)		「育児休業等に関する法律」施行 - 婦人問題担当大臣設置 「農山漁村の女性に関する中長期ビジョン（新しい農山漁村の女性2001年）」策定
平成5年 (1993年)	- 国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」 - 国連世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択	- 中学校の家庭科男女共修開始 「パートタイム労働法」施行
平成6年 (1994年)	- 国際家族年 - 国際人口・開発会議（カイロ） - ILO「パートタイムに関する条約」及び勧告を採択	- 高校の家庭科男女共修開始 - 男女共同参画室設置 - 男女共同参画審議会設置（政令） - 男女共同参画推進本部設置
平成7年 (1995年)	- 国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択 - 第4回世界女性会議（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	「ILO 156号条約」批准 「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化） 「子育て支援総合計画（エンゼルプラン）」スタート

大阪府の動き	泉南市の動き
• 大阪府婦人問題推進会議設置	
• 大阪府婦人問題企画推進本部設置	
• 企画部に婦人政策係設置	
• 「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」策定	
• 企画部に婦人政策室設置	
• 「21世紀をめざす大阪府女性プラン」（第2期行動計画）策定	
• 「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画～女と男のジャンプ・プラン」策定 • 「大阪府女性基金」設置	• 市長公室企画広報課に女性政策担当を設置
	• 「泉南市女性問題懇話会」を設置
	• 「泉南市における女性政策推進のための基本的な考え方について」の提言 • 「泉南市女性政策推進本部」を設置（本部長：市長） • 市長公室人権啓発室に女性政策担当窓口を移動
• 「大阪府女性基金プリムラ賞」創設 • ドーンセンター（大阪府立女性総合センター）開館	
• 「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」結果報告	• 「せんなん女性プラン」を策定 • 「男女平等に関する市民意識調査」実施

平成8年 (1996年)	第1回子どもの性の商業的搾取に関する世界会議（ストックホルム）	「男女共同参画2000年プラン」策定
平成9年 (1997年)		- 男女共同参画審議会設置（法律） 「男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法の一部を改正する法律」成立
平成10年 (1998年)		
平成11年 (1999年)		「男女雇用機会均等法」改正施行 「男女共同参画社会基本法」施行 「食料・農業・農村基本法」施行（女性の参画の促進を規定）
平成12年 (2000年)	国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」採択	「男女共同参画基本計画」策定 「介護保険法」施行 「ストーカー行為規制法」施行
平成13年 (2001年)		- 男女共同参画局設置 - 男女共同参画会議設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」施行 - 第1回男女共同参画週間 - 閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」
平成14年 (2002年)		アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催
平成15年 (2003年)		- 男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 「次世代育成支援対策推進法」施行 - 男女共同参画社会の将来像検討会開催 - 第4回・5回女子差別撤廃条約実施状況報告審議
平成16年 (2004年)		- 男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 - 男女共同参画社会の将来像検討会報告書の取りまとめ 「DV防止法」改正及び同法に基づく基本方針の策定
平成17年 (2005年)	第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定
平成18年 (2006年)		- 男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 「男女雇用機会均等法」改正
平成19年 (2007年)		「DV防止法」一部改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」決定
平成20年 (2008年)		改正「DV防止法」施行
平成21年 (2009年)		
平成22年 (2010年)	「北京+15」記念会合として「第54回国連婦人の地位委員会」を開催	「改正育児介護休業法」施行 「第3次男女共同参画基本計画」策定
平成23年 (2011年)		

- 大阪女子大学に女性学研究センター開設 「大阪府女性問題懇話会提言書」提出	
「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画（改定）～新 女と男のジャンプ・プラン」策定	- 女性問題啓発冊子『Step（女と男がともに生きる未来へ）』の発行（以後毎年） - 人権推進部人権啓発課に女性政策係を設置 「女性相談」開設
女性政策課を男女協働社会づくり課に改称	「男女平等に関する職員意識調査」を実施
「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」発表	
「大阪府男女協働社会づくり審議会」答申 - 男女協働社会づくり課を男女共同参画課に改称 「大阪府男女共同参画計画（おおさか男女共同参画プラン）」策定	「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施
「大阪府男女共同参画推進条例」施行	- 泉南市女性問題懇話会が「泉南市男女平等（共同）参画ビジョン」を提言 「せんなん男女平等参画プラン」策定
「男女いきいき・大阪元気宣言事業者顕彰制度」創設 「大阪府男女共同参画審議会」答申	- 人権推進部人権推進課男女共同参画係に名称を変更 - せんなん男女共同参画ルーム（ステップ）開設
	「女性のための電話相談」開設 「せんなん男女平等参画プラン」実施計画（平成16年～18年）策定
「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	
「大阪府男女共同参画計画改訂版（おおさか男女共同参画プラン）（改訂版）」策定	「泉南市民人権意識調査」実施 「男女平等に関する職員意識調査」実施
	「改訂せんなん男女平等参画プラン」策定
「大阪府における男女共同参画施策の検証・評価システムのあり方について」答申 「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定	「せんなん男女共同参画ルームネットワーク（ステップネット）」発足 「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」設置
「男女共同参画に関する府民意識調査」実施	
	「泉南市女性の就労実態調査」実施
「おおさか男女共同参画プラン」策定 「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定	「泉南市男女平等参画推進条例」制定 「第3次せんなん男女平等参画プラン」策定

育児・介護休業法

正式名は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。1992（平成4）年4月に育児休業法として施行された後、1995（平成7）年5月から介護休業制度が付加された。育児休業に関しては、民間企業の男女労働者が1歳（特定の事情がある場合には、1歳6か月）未満の子の養育のために育児休業をとることができること、介護休業に関しては、期間は通算して93日を限度とし、家族が負傷、疾病、障害で要介護状態にある時、その介護のために労働者が休業することを認める制度。事業主は育児休業・介護休業の取得を理由に労働者を解雇することはできないことなどが定められている。また、小学校就学前の子を養育する労働者は、1年度に5日まで、病気・けがをした子の看護のために休暇を取得することができる。

エンパワメント (Empowerment)

力をつけること。女性が政治・経済・社会・家庭などの社会のあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる能力を身に付けることが、男女共同参画社会の実現に重要であるという考え方。

キャリア教育

進学や就職に焦点を絞らず、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力や勤労観、職業観を育み、社会人・職業人として自立していくために必要な能力や態度を身につけること。

ジェンダー (Gender)

オス・メスという生物学的な性差＝セックス (Sex) に対して、社会的・文化的につくられた性差をジェンダー (Gender) という。いわゆる「女らしさ、男らしさ」の概念は社会や文化によって後天的につくられるもので、生まれながらの生物学的な性差とは異なり、社会的条件によって左右される面が大きく、国や地域、時代によって変遷するものであることが世界的にも認められるようになった。日本では、1996（平成8）年12月に策定された「男女共同参画2000年プラン」で初めてジェンダーについて触れられ、それに基づく調査、研究が進められている。

性同一性障害

身体の性別 (Sex) と心の性 (Gender) との間に食い違いが生じ、それに対して「障害」を感じている状態のこと。2003（平成15）年に制定された「性同一性障害者の性別取り扱い特例法」により、性別適合手術を受けた者については、条件つきで戸籍の性別を変えることができるようになった。

セクシュアル・ハラスメント (Sexual Harassment)

性的いやがらせのこと。「相手方の意に反した、性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」（厚生労働省）を言う。性的な性質の言動とは、身体への不必要な接触、性的冗談やからかいなどのほか、ヌードポスターの掲示なども含み、あらゆる場におけるさまざまな様態のものが含まれる。セクハラは雇用の場に限らず、学校や病院、福祉施設などの研究機関などでおこるハラスメントも問題となっている。改正・男女雇用機会均等法には、職場のセクシュアル・ハラスメント防止のために、事業主には雇用管理上の配慮義務が課せられることになった。

男女共同参画社会基本法

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」をつくっていくために、総合的、計画的に取り組む基本となる法律で、1999（平成11）年6月に制定、施行された。この法律は、①「男女の人権の尊重」、②「社会における制度又は慣行についての配慮」、③「政策等の立案及び決定への共同参画」、④「家庭生活における活動と他の活動の両立」、⑤「国際的協調」の5つの基本理念を掲げ、国、地方公共団体、国民の責務を明らかにし、行政の施策の方向を定めている。

この法律に基づいて、2000（平成12）年12月には、男女共同参画社会を形成するための具体的な道筋を示した「男女共同参画基本計画」が策定された。ここでは、「男女共同参画社会」とは、「男女が対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されている。

男女雇用機会均等法

正式名は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。1986（昭和61）年に施行、2006（平成18）年6月に2度目の改正が行われ、一見、性別に中立なようにみえても、結果的には女性への差別につながることを「間接差別」として禁止する考え方が盛りこまれた。主な改正点は①性別による差別禁止の範囲の拡大、②「間接差別」の禁止、③妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、④セクシュアル・ハラスメント対策の強化、⑤母性健康管理措置。

デートDV

交際相手との間で起こる暴力のこと。身体的暴力の他に言葉による暴力、脅迫や無視、束縛や行動の制限、性的な行為の強要、お金を払わせる・貸すことを強要する行為などがある。

DV 防止法

正式名は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」。2001（平成13）年4月公布。夫や親しい間柄にある男性から女性に向けられる暴力「ドメスティック・バイオレンス（DV）」の防止を目的とする法律。この法律ができたことによって、これまで「夫婦げんか」として見過ごされてきた家庭内での夫婦間の暴力が、公式に「犯罪」と認められることになった。配偶者（事実婚を含む）から暴力を受けた場合、被害者は、「配偶者暴力相談支援センター」、「警察」、「地方裁判所」にそれぞれ相談、通報、保護命令申し立てなどを行うことができる。

同一価値労働同一賃金

性別、雇用形態（正規／非正規社員）などに関係なく、同一の職種に従事する労働者に対して同一の賃金水準を適用し、労働の量に応じて賃金を支払うという原則のこと。「ペイ・エクイティ（Pay Equity）」ともいう。

ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence = DV)

夫や恋人などごく親しい男女間で起こる暴力を指して使われる。身体的暴力だけでなく、言葉による暴力や経済的な締めつけ、避妊に協力しないなど、女性の身体の安全や尊厳を脅かす力の行使全てがドメスティック・バイオレンスと定義される。DVの被害女性を保護するシェルターや相談機関の充実、加害男性の再教育プログラムの構築と実施に向けた取り組みが求められている。2001（平成13）年4月に「DV防止法」が成立し、DVは犯罪として認められることになった。

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

継続的に不平等な待遇を受けてきた人たちを優先的に取り扱うよう義務づけることによって、「機会の平等」より一歩進んだ「実質的平等」を獲得することをねらいとした措置をいう。労働や政治の分野での取り組みが強く求められており、不平等な立場におかれている人に対して優先枠を設ける「クオータ制」の採用や、目標や達成年次を定めることなど具体的な実行計画の設定がこれに含まれる。わが国では、改正男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法でこれについて触れている。また、男女共同参画基本計画でも「制度上の男女均等が確保されるだけでなく、事実上生じ

ている男女労働者間の格差を解消するための企業のポジティブ・アクションが不可欠である」という認識が示されている。

メディア・リテラシー（Media Literacy）

リテラシーとは、読み書き能力、識字のこと。メディア・リテラシーとは、「メディアの情報を読み解き、活用する能力」という意味で、新聞やテレビなどのマスメディアの本質や影響について幅広い知識を身につけ、批判的な見方を養い、メディアそのものを創造できる能力のことをいう。メディア・リテラシーで大切なことは、メディアの伝えている内容が「ありのままの現実」ではなく、一定の意図のもとに編集・構成されたものであることに気づくことである。イギリスやオーストラリアなどでは、内容を読み解き、制作も手がけるメディア教育が盛んに行われている。最近は電子メディアの発達の中で、女性が新しい技術に取り残される懸念があり、その対策が求められる。

メンタルヘルス（Mental Health）

精神面における健康のこと。心の健康、精神衛生、精神保健などとも呼ばれる。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ (Reproductive Health／Rights)

「性と生殖に関する健康と権利」と訳されている。1994（平成6）年9月にカイロで開催された国際人口・開発会議において、今後20年間の指針となる人口問題解決への行動計画が採択された。「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」はその中の重要な考え方の1つで、女性が生涯にわたる包括的な性と健康と、これらの問題について十分な情報を得て自己決定する権利が含まれている。たとえば、自らの性と生殖について十分な情報を得ることができ、安全な性生活を営めること、子どもを産むかどうか、産むなら何時、何人産むかを決定する自由をもつことができる、とされている。

ロールモデル（Roll Model）

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考にする役割モデルのこと。「女性のチャレンジ支援策について」（2003（平成15）年4月男女共同参画会議意見）では、一人ひとりが具体的に自分にあったチャレンジをイメージし選択できるよう、身近なモデル事例を提示する重要性が指摘されている。

ワーク・ライフ・バランス（Work Life Balance）

「仕事と生活の調和」と訳され、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、さまざまな活動について自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいう。

女性差別撤廃条約

(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)

昭和60年（1985年）批准

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるかを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あ

らゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及

び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第十一条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野

における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び

社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第四部

第十五条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかに問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第五部

第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後には二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生

の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
 - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第二十条

- 1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間

会合する。

- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第二十六条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七条

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を

生ずる。

- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条） 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女の

いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同

参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。
(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共

同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各

大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法 (平成九年法律第七号) は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法 (以下「旧審議会設置法」という。) 第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律 (平成十一年法律第八十八号) の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 = 平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者 (任期の定めのない者を除く。) の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成一九年七月一日法律第一一三号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八條）

第六章 罰則（第二十九条・第三十條）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取
組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含
む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が
必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの
暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困
難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人
の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現
を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保
護するための施策を講ずることが必要である。このことは、
女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会にお
ける取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自
立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力
の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配
偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃
であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下
同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言
動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称
する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受
けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消さ
れた場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続
き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力
を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしてい
ないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離
婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と

同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情
に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止
するとともに、被害者の自立を支援することを含め、そ
の適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及
び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主
務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被
害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下こ
の条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」
という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第
一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計
画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する
基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための
施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の
ための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しよう
とするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議し
なければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したと
きは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府
県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の
ための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条に
おいて「都道府県基本計画」という。）を定めなければ
ならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定め
るものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する
基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための
施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の
ための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に
即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村
における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のた
めの施策の実施に関する基本的な計画（以下この条にお

いて「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

- 第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

- 第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

- 第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けた旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所に

において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同じ居にしている子及び配偶者と同じ居にしている者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面

会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができる。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二

週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用

する。

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第

一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九條 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十條 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻

撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

泉南市男女平等参画推進条例

公布：平成23年12月26日 条例第29号

施行：平成24年4月1日

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を基本にした国際社会の動きと連動して、男女平等の実現に向けて様々な取組が着実に進められ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、総合的かつ計画的に推進するため、「男女共同参画社会基本法」が制定された。

泉南市においては、平成14年3月に「せんなん男女平等参画プラン」を策定し、様々な施策を推進してきたが、社会のあらゆる分野において性別による固定的役割分担や社会慣行は依然として根強く残っており、仕事と家庭の両立、女性に対する暴力の防止など男女平等参画社会の実現のために解決すべき多くの課題が残されている。

また、少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化に対応し、豊かで活力があり安心して暮らすことができる社会を実現するために、男女平等を基本として、自らの意思によって、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女平等参画社会の実現が重要となっている。

ここに、泉南市は、男女平等参画の推進を主要な政策として位置付け、男女平等参画社会の実現を目指すために、市、市民、教育関係者及び事業者が一体となって男女平等参画のまちづくりに積極的に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市における男女平等参画社会の形成に関する基本理念を定め、市、市民（本市の区域内に通勤し、又は通学する者を含む。以下同じ。）、教育関係者（学校教育、社会教育その他あらゆる分野の教育に携わる者をいう。以下同じ。）及び事業者（本市の区域内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、男女平等参画施策の推進に関する基本的な事項を定めることにより、男女平等参画の推進を総合的かつ計画的に行い、もって男女平等参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の男女間の格差を改善するために、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、

活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。

- (3) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）又は配偶者であった者その他これに準ずる親しい関係にある者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 職場、学校、地域等の社会的関係において、相手の意に反した性的な言動をすることによりその者の生活環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (5) 性同一性障害 生物学的な性と性の自己意識が一致しないことにより、精神的な葛藤を抱え、家庭生活及び社会生活における活動に困難が生じている状態をいう。
- (6) 性的指向 性的意識の対象が異性、同性又は両性のいずれかに向かうのかを示す概念をいう。

(基本理念)

第3条 男女平等は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的又は間接的に性別及び性的指向による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人その他あらゆる人の人権についても尊重されること。
- (3) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼさないよう見直されること。
- (4) 市における政策又は事業者その他民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が平等に参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する人が、相互の協力と社会の支援の下に、共に家事、育児、介護等の家庭生活における活動を協力して担うとともに、職場、学校、地域その他の社会生活における活動に参画し、両立できること。
- (6) 男女平等参画についての取組は、国際社会における取組と密接な関係を有しているため、国際的動向に留意し、協調して行うこと。
- (7) 男女が互いに身体的な特徴についての理解を深め、健康の保持を図り、生涯にわたる性と生殖に関する事項について、自らが決定する権利が尊重されること。
- (8) 女性に対する暴力は、女性の人権に対する侵害であることから、女性に対する暴力が根絶されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）に基づき、男女平等参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下「男女平等参画施策」という。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 市は、男女平等参画を推進するため、あらゆる施策の策定と実施において、男女平等参画社会の実現に配慮しなければならない。

3 市は、男女平等参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体と連携し、市民、教育関係者及び事業者と協力して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、社会のあらゆる分野において積極的に男女平等参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女平等参画施策に協力するよう努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第6条 教育関係者は、基本理念に基づき、男女平等参画の推進を図るよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たり、積極的に男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動等とを両立することができる環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女平等参画施策に協力するよう努めるものとする。

(積極的格差是正措置)

第8条 市は、男女平等参画の推進のため、市民、教育関係者及び事業者と協力して積極的格差是正措置を講じ、男女平等参画社会の実現に努めるものとする。

(市民等との協働及び活動の推進)

第9条 市は、男女平等参画を推進する活動を促進するため、市民、教育関係者及び事業者との協働を図るとともに、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性別等による権利侵害の禁止)

第10条 すべての人は、社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的を問わず性別及び性的指向を理由とする権利侵害及び差別的取扱いを行ってはならない。

2 すべての人は、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

3 すべての人は、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

4 すべての人は、性同一性障害を有すること又は先天的に身体上の性別が不明瞭であることにより人権侵害を行ってはならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第11条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担を助長する表現、異性に対する暴力的行為を助長する表現その他人権を侵害する性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(せんなん男女平等参画プラン)

第12条 市長は、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、せんなん男女平等参画プランを定めなければならない。

2 市長は、せんなん男女平等参画プランを策定するに当たり、第20条に規定する泉南市男女平等参画審議会の意見を聴くとともに、市民、教育関係者及び事業者の意見を反映させなければならない。

3 市長は、せんなん男女平等参画プランを策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、せんなん男女平等参画プランの変更について準用する。

5 市長は、毎年度、せんなん男女平等参画プランの実施状況等を公表しなければならない。

6 せんなん男女平等参画プランは、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定による市町村男女共同参画計画とする。

(附属機関等における委員の構成)

第13条 市は、その設置する附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満にならないよう努めなければならない。

(施策の策定に当たっての配慮)

第14条 市は、男女平等参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等参画の推進に努めなければならない。

(市民等の理解を深めるための措置)

第15条 市は、男女平等参画に関する市民等の理解を深めるため、広報活動、意識の啓発、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第16条 市は、男女平等参画施策の策定に必要な事項について調査研究を行うとともに、その成果を公表し、男女平等参画施策に反映させるものとする。

(苦情等及び相談の申出)

第17条 市民、教育関係者及び事業者は、市が実施する男女平等参画施策及び男女平等参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情、又は意見がある場合は、市長に申出をすることができる。

2 市長は、前項の苦情の申出に対し、男女平等参画社会の実現に資するように適切に対応し、処理するものとする。

3 市長は、第1項の苦情を処理するに当たり必要があると認めるときは、第20条に規定する泉南市男女平等参画審議会の意見を聴くことができるものとする。

4 市民は、男女平等参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合は、市長に対し相談の申出をすることができる。この場合において、市長は、当該相談の申出に対し関係機関と連携し、適切な対応に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第18条 市は、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推

進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(拠点施設の整備)

第19条 市は、男女平等参画社会の実現に向けた施策を実施するとともに、市民等による男女平等参画の取組を支援するため、総合的な拠点施設の整備及び充実に努めるものとする。

(男女平等参画審議会)

第20条 本市に泉南市男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) せんなん男女平等参画プランに関し、第12条第2項（同条第4項において準用する場合も含む。）に規定する事項を処理すること。
- (2) 第17条第1項の苦情の申出について、同条第3項の規定による市長の求めに応じ意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、男女平等参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が規則で定める。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際に現に策定されている男女平等参画社会の推進に関する計画であって、男女平等参画行動計画に相当するものは、第12条（第4項及び第5項を除く。）の規定により策定され、及び公表されたものとみなす。

(報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 報酬及び費用弁償条例（昭和31年泉南市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中「総合福祉センター運営協議会委員」の次に次のように加える。

泉南市男女平等参画審議会委員	日額 7,500円
----------------	-----------

相談窓口一覧

相談窓口	内 容	電話番号
泉佐野保健所 (企画調整課・薬事課・地域保健課)	医療機関・薬に関すること、仕事を続けるのがつらい、生きているのがつらい、人に会うのがつらい、依存症（お酒、ギャンブルなど）、闘病の悩み	462-7701
教育委員会（教育相談室）	いじめ、不登校、進路の悩み、友人関係	483-3755
社会福祉協議会 (心配事相談・生活福祉資金貸付)	心配事がある、医療費が払えない賃金の不払い、生活が苦しい	482-1027
市役所・保険年金課	医療費が払えない	483-3431
市役所・高齢障害介護課	各種障害者手帳の交付、障害福祉サービスの利用	483-8252
市役所・高齢障害介護課	介護全般	483-8251
市役所・産業振興課 (法律相談・労働相談)	借金・多重債務、借金の取立て・返済方法・債務整理、賃金の不払い、不当解雇（リストラ）	483-8191
市役所・人権推進課（女性相談）	女性の悩み、夫・妻の不倫・浮気、嫁姑問題、近所との人間関係、離婚に関する悩み、友人関係	480-2855
市役所・人権推進課（女性相談）	家族、近所との人間関係	482-0590 (相談専用電話)
市役所・生活福祉課	医療費が払えない、生活が苦しい	483-3473
市役所・生活福祉課（母子家庭・母子相談）	生活が苦しい、離婚前相談・離婚後相談	483-3472
泉南警察署	犯罪被害・事故にあった	471-1234
泉南市家庭児童相談室	子どもの障害 子育てでイライラする・子どもに手をあげてしまう、虐待かもしれない、いじめ、不登校	485-1586
泉南市地域子育て支援センター ひだまり	育児の疲れ	484-3371
泉南市西信達子育て支援センター ぽかぽか	育児の疲れ	485-1655
泉南市信達地区子育て支援センター プチひまわり3rd	育児の疲れ	483-4642
泉南市新家地区子育て支援センター ココアンジュ新家	育児の疲れ	484-0190
泉南市消費生活センター	借金・多重債務、消費生活にかかる相談全般	483-8191
泉南市地域就労支援センター	仕事がない、進路の悩み	485-1401
泉南市ファミリーサポートセンター	育児の疲れ	483-9665
泉南市立保健センター（健康相談・発達相談）	生活習慣に関すること 健康に関すること、闘病の悩み、子どもの障害	482-7615
地域包括支援センター 六尾の郷	介護・看護の疲れ	484-8668
地域包括支援センター なでしこりんくう	介護・看護の疲れ	485-2882
障害者相談支援事業所 せんなん生活支援相談室	障害のある人の悩み	483-9900
障害者相談支援事業所 せんなんピアセンター	障害のある人の悩み	482-0114
障害者相談支援事業所 泉南フレンド	障害のある人の悩み	485-1553

表紙と扉のイラストは、泉南市在住のイラストレーター
えんどうひとみさんの作品を使用しています。

えんどう ひとみさん プロフィール

泉南市在住。
グラフィックデザイナーの仕事を経てフリーのイラストレーターとなる。
現在は自然がいっぱいの環境で創作活動中。
世界各国への旅の経験を生かした人間表現は得意分野のひとつ。

第3次せんなん男女平等参画プラン

発行：2012（平成24）年3月

編集 泉南市人権推進部人権推進課

〒590-0592 泉南市樽井一丁目1番1号

TEL：072-480-2855（直通） FAX：072-482-0075

※本プラン中の部局名は、2012（平成24）年4月1日付組織改正後のものを記載しています。

男女平等が実現できてはじめて、真に対等なパートナーである男女が、
共同して社会に参画することが可能になります。
すべての人がどのような性別であっても差別を受けることなく、
自分らしく暮らしていくことのできる、
泉南らしい「男女平等の社会の実現」をめざして、
このプランを策定し、実行していきます。

